

# 令和7年度 建設系業者向け産業廃棄物セミナー

| 章タイトル               | 概要                              |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 産業廃棄物に関するリスク     | 法体系、処理業界のビジネスモデル、罰則             |
| 2. 問題を解いて覚える法令順守事項  | 廃棄物処理委託時の基本事項<br>(許可、契約、マニフェスト) |
| 3. 廃棄物に係る最新の法改正について | 盛土規制法、資源有効利用促進法(改正)             |
| 4. 建設系廃棄物特有の法令対応    | 建設系廃棄物特有の対応、石綿法令改正の概要           |

## 講師

株式会社ユニバース  
板倉 聡至



## 「〈最新版〉図解 産業廃棄物処理がわかる本」

平成30年10月 ユニバース

産業廃棄物の流れ、処理の実態から相次ぐ法改正への対応まで、実際に産廃処理に携わる事業者が豊富な図、写真でわかりやすく解説したロングセラー。産廃担当者のバイブル。

2018年10月に法改正に対応した最新版として改訂した。

(日本実業出版社発行)

## 「図解と実践トレーニングでわかる! ISO14001内部監査」

令和2年10月 子安 伸幸

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の内部監査員として必要な力量を、短時間で効率的に理解する。環境への取り組みを前進させるために、ISO14001を道具として正しく理解して、道具としての使い方をマスターする1冊。



株式会社ユニバースは、  
一般社団法人企業環境リスク解決機構に参画しています。



公式テキスト



公式問題集



## 産業廃棄物適正管理能力検定

- 排出事業者に必要な知識の習得度を問う、産廃担当者の必須知識を網羅した、ニュースタンドとなる検定試験。
- 10000名以上の受験実績があり、公式テキスト／問題集／事前対策セミナー／通信教育など、豊富な学習ツールが用意されています。

**CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構  
Corporate Environmental Risk Solution Institution

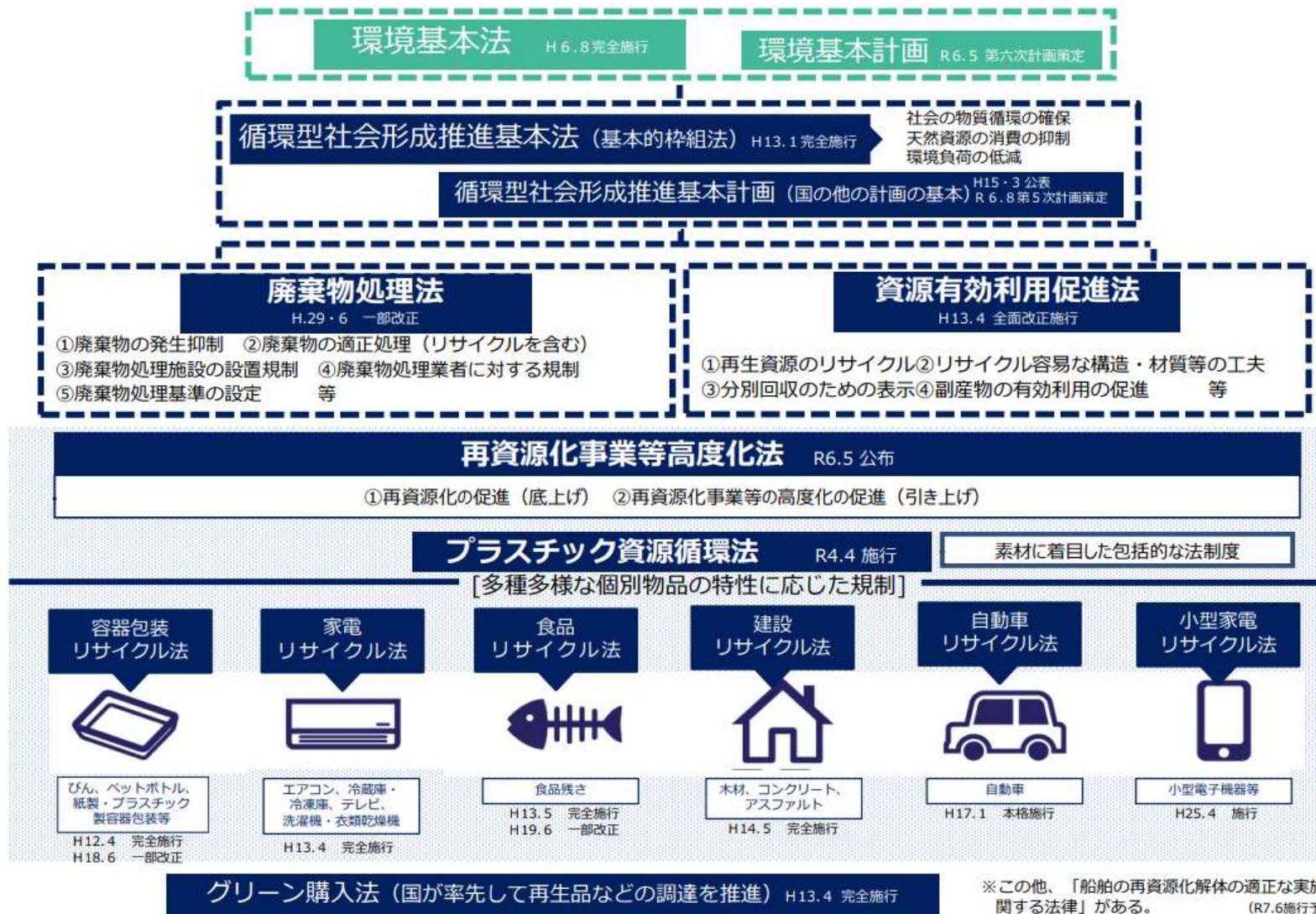
<https://www.cersi.jp/>



本検定は環境省「人材認定等事業登録制度」の登録を受けています。

# 循環型社会を形成するための法体系

## (参考) 循環型社会を形成するための法体系



# 仕組みが異なる各種リサイクル法

| リサイクル法         | 一廃 | 産廃  | 許可関連制度            | 概要   |
|----------------|----|-----|-------------------|--|
| 家電<br>リサイクル法   | ●  | ●   | ※処理の仕組みを構築している    | 主に、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4種類についての、回収・リサイクルの仕組みを構築している。産業廃棄物である家電も対象であり、この制度に基づいて処理する場合、契約やマニフェストの交付は不要。   |
| 小型家電<br>リサイクル法 | ●  | (●) | 認定事業者による処理に特例     | 小型家電28品目について、認定事業者に対して必要な許可を不要とし、市町村から求められる引取りに応じる。  |
| 容器包装<br>リサイクル法 | ●  | —   | —                 | 家庭ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築している。具体的には、容器包装の製造者や販売者に、リサイクル費用の負担が求められる。  |
| 食品<br>リサイクル法   | ●  | ●   | 一般廃棄物の収集運搬業に関する特例 | 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を食品廃棄物等多量発生事業者とし、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられる。   |
| 建設<br>リサイクル法   | —  | ●   | —                 | コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。発注者には、事前に届出を行う義務が発生する。  |
| 自動車<br>リサイクル法  | ●  | ●   | ※処理の仕組みを構築している    | 使用済の自動車について、自動車所有者はリサイクルに要する費用を購入時にデポジット制で負担する。引取業者(所有者からの引き取り及び解体業者等への引き渡し義務)、解体、破砕業者(解体、破砕、フロン回収後のメーカー等への引き渡し義務)、自動車メーカー(自社製造車からの廃棄物のリサイクル義務)をそれぞれ負う仕組み。 |

その他、フロン排出抑制法、PCB特措法などの理解も必要・・・

## 処理業界は不適正処理につながりやすいビジネスモデルである

| 項目       | 製造業 等                                   | 産業廃棄物処理業                               |
|----------|---|--|
| 市場       | 共通していること : 市場原理に基づく自由競争                 |  |
| 顧客の対象    | (消費者) ⇔ 製造業                             | (排出事業者) ⇔ 産業廃棄物処理業                     |
| 事業内容     | つくる                                     | なくす                                    |
| 評価基準     | [商品の質・評価] と [値段] を考慮して選択                | [値段] のみが選択の要素となりやすい                    |
| モノとお金の動き | <p style="color: red;">モノとお金は逆方向に動く</p> | <p style="color: red;">モノとお金と一緒に動く</p> |

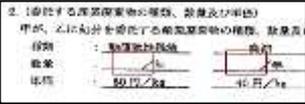
**廃棄物処理法第3条第1項**  
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

**同法第11条第1項**  
事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

### 産業廃棄物処理市場の健全化のために

- ・排出事業者責任の徹底・強化
- ・処理業者への規制強化
- ・法令の徹底
- ・情報の公開
- ・優良処理業者の認定 など

### 排出事業者責任を基に、厳しい罰則が定められている

| 区分           | イメージ  | このような場合   | 罰則<br>(以下の拘禁刑・罰金)              |
|--------------|---|---|--------------------------------|
| 不法投棄         |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物をみだりに投棄した</li> <li>・廃棄物を違法に焼却した</li> <li>◆従業員が廃棄物を建物内に隠した</li> <li>◆廃棄物を持ち帰った・</li> </ul>                                      | 5年・1000万円<br><b>法人に対して:3億円</b> |
| 受託禁止         |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業許可を持たない者が処理を受託した<br/>(処分だけでなく、収集運搬も対象)</li> <li>◆「ついでにやっておきます」と引き受けた</li> </ul>  | 5年・1000万円                      |
| 無許可業者への委託    |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業許可を持たない者に処理を委託した<br/>(処分だけでなく、収集運搬も対象)</li> <li>◆処理業者の許可期限が切れ更新していない</li> <li>◆ある品目の許可を有していなかった</li> </ul>                     | 5年・1000万円                      |
| 委託基準違反       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理委託契約書を締結せずに委託した</li> <li>◆処理委託契約の前に委託を開始した</li> <li>◆契約書の必要事項が空欄のままだった</li> <li>◆書面のやり取りに不備があり、実態として契約がないままに処理委託していた</li> </ul> | 3年・300万円                       |
| 管理票違反        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェストに関するあらゆる違反</li> <li>◆マニフェストを交付しなかった・紛失した<br/>(引き渡しと同時に交付していない)</li> <li>◆マニフェストの記載内容に不備・虚偽がある</li> </ul>                    | 1年・100万円                       |
| 保管届出違反       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出場所以外で300㎡以上の土地での廃棄物保管について、届出なく行った</li> </ul>  | 6ヶ月・50万円                       |
| 虚偽報告<br>立入拒否 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政庁から求められる報告に虚偽がある場合</li> <li>・立入検査を拒否、妨害した場合</li> </ul>  | 30万円                           |

令和7年6月～  
懲役刑・禁固刑  
が一本化され  
「拘禁刑」に

平成30年度から  
罰則強化

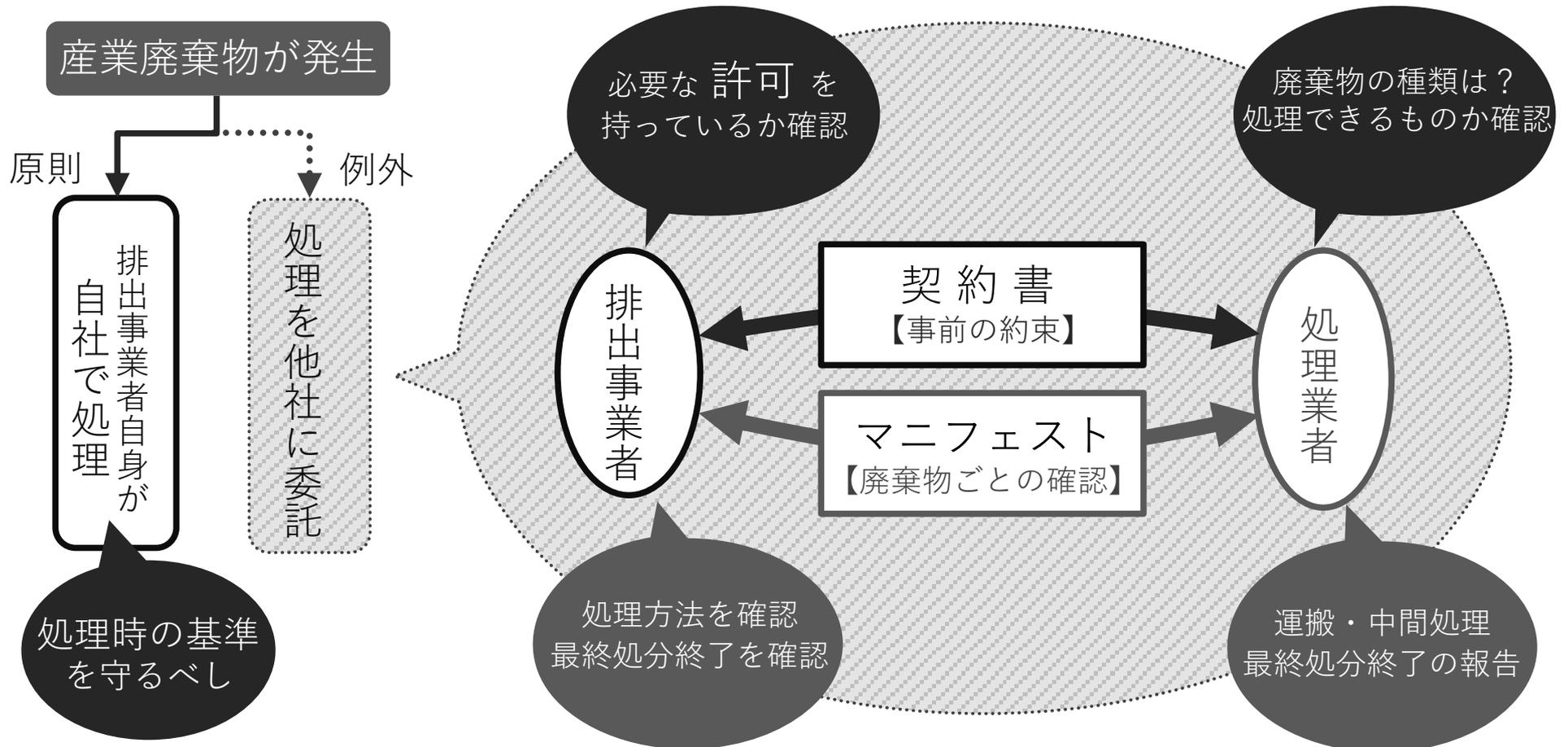
### 委託業者が不法投棄した場合にも、排出事業者には費用負担が求められる

| 事案名                            |     | 特定された<br>排出事業者数 | 明らかになっている排出事業者による撤去費用負担<br>(撤去協力に応じる／措置命令が発出される) |  |
|--------------------------------|-----|-----------------|--|--|
|                                |     |                 | 全体額  | 品目ごとの費用  |
| 青森・岩手県境<br>不法投棄事案<br>(平成10年発覚) | 青森県 | 12,003社         | 29社<br>約 5億円                                     | ¥37,000～39,700/t<br>(燃え殻、廃プラ、汚泥)<br>¥19,856/t<br>(動物性残さ) |
|                                | 岩手県 |                 | 24社<br>約 3.5億円                                   | ¥36,000～49,000/t<br>(燃え殻、汚泥、廃油)                          |
| 横浜市戸塚区事案<br>(平成13年頃発覚)         |     | 107社            | 25社<br>5千万円以上                                    | ¥31,080/t<br>¥10,878/m <sup>3</sup><br>※品目は不明            |
| 千葉市緑区事案<br>(平成22年頃発覚)          |     | 289社            | 80社以上<br>約3千万円                                   | ¥22,479/m <sup>3</sup><br>(主に建設系混合廃棄物)<br>※品目ごとでなく一律     |

資料：環境省統計・自治体の公開情報 を基にユニバーズ編集

### 廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと

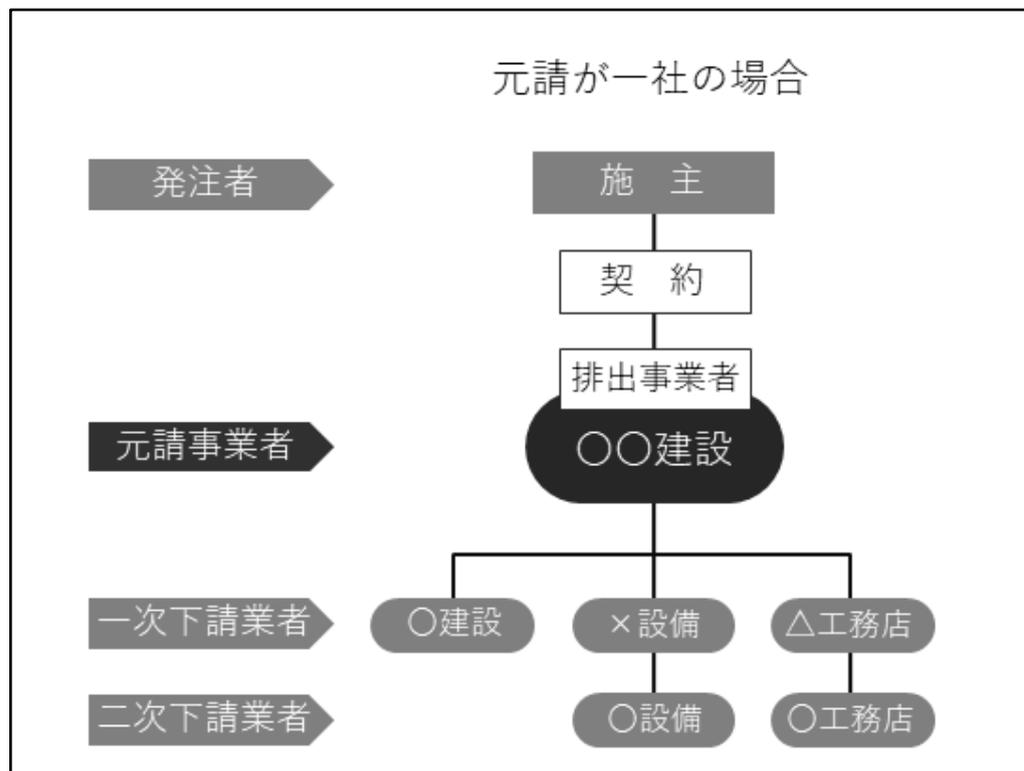
「廃掃法(はいそうほう)」ともよばれる (正式名称: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

### 建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は、元請業者である

#### ■ 元請業者が排出事業者と定義される



#### 【平成22年 廃棄物処理法改正本文】

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

**第二十一条の三 土木建築に関する工事**(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、**当該建設工事**(他の者から請け負ったものを除く。)の**注文者から直接建設工事を請け負った建設業**(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を**営む者**(以下「元請業者」という。)を事業者とする。



- 平成22年の改正において、建設工事から排出された産業廃棄物の排出事業者は、発注者と直接契約した『元請業者』となることを明文化した。
- 多重下請け構造である建設工事においては、排出事業者責任が明確にならない状況や、下請業者にその処理を押し付ける状況に伴う不適正処理を防ぐ目的である。

# 建設工事であるかどうかの判断

## <廃棄物処理法での記載>

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む)。

## <課長通知からの抜粋>

第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

### 1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であつて、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の**新築、改築、又は除去を含む概念**であり、解体工事も含まれること。

## <建設業法からの抜粋>

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一に掲げるものをいう。

|          |         |           |          |                 |
|----------|---------|-----------|----------|-----------------|
| 土木工事業    | 電気工事業   | 板金工事業     | 電気通信工事業  | 建築工事業           |
| 管工事業     | ガラス工事業  | 造園工事業     | 大工工事業    | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 塗装工事業    | さく井工事業  | 左官工事業     | 鋼構造物工事業  | 防水工事業           |
| 建具工事業    | とび・土工事業 | 鉄筋工事業     | 内装仕上げ工事業 | 水道施設工事業         |
| 石工事業     | ほ装工事業   | 機械器具設置工事業 | 消防施設工事業  | 屋根工事業           |
| しゅんせつ工事業 | 熱絶縁工事業  | 清掃施設工事業   | 解体工事業    |                 |

## <日本標準産業分類「大分類 D 建設業」より抜粋>

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物，土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設，改造，修繕，解体，除却若しくは移設すること。
- (2) 土地，航路，流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け，解体若しくは移設すること。

## 排出事業者は誰か = 「廃棄物を生じる事業活動を行う者（法人）」

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

.....

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

.....

（具体例から考えると）

・使用済みの製品を、メーカーに処理してもらいたい

⇒使用していた事業者が排出事業者であることが原則

・倉庫会社の倉庫で保管していたものが廃棄物となった

⇒倉庫会社ではなく、荷主が排出事業者であるべき

| 区分     | 不適正処理の事例 (2024年1月～2024年12月) |   |
|--------|-----------------------------|---|
| 不法投棄   | 1                           | 解体工事に伴う廃瓦・廃コンクリートガラ等約40トンに覆土を行い不法投棄した。  |
|        | 2                           | 処理を受託した産業廃棄物を、処理施設内で保管基準を遵守せず長期間放置し不法投棄とみなされた。  |
| 違法焼却   | 3                           | 立入検査の際に、役員がドラム缶を用いて産業廃棄物である段ボールを野外焼却していたことが発覚。  |
|        | 4                           | 建設工事に伴って発生した木くず約10kgを自社敷地内で野外焼却した。  |
| 無許可営業  | 5                           | 産業廃棄物最終処分場において、変更許可を受けずに埋立容量を10%以上増大させ木くずの埋め立て処分を行ったうえ、再三の改善指導を受けたにもかかわらず改善がみられなかった。      |
|        | 6                           | 収集運搬業許可の範囲に「積替保管」の許可が含まれないにもかかわらず、エアコンの室内機2台・室外機2台(廃プラスチック類・金属くず)の積替保管を行った。               |
| 管理票違反  | 7                           | 産業廃棄物である汚泥の収集運搬及び処分が終了していないにも関わらず、産業廃棄物管理票の写し・電子マニフェストにて運搬・処分が終了した旨の虚偽の報告を行っていた。          |
|        | 8                           | 民家解体工事で発生した産業廃棄物(木くず)を産業廃棄物管理票の交付を受けずに運搬したほか、許可がないにも関わらず積替え保管を反復して行っていた。                  |
| 改善命令違反 | 9                           | 産業廃棄物の保管基準を満足しない保管を行ったことから、一定期間内に適正処理を進める改善命令を受けていたが、期間経過後の立入検査にて期間内の命令履行がなされなかったことが判明した。 |

※それぞれ、排出事業者も法令違反の状況があると考えられる。

| 区分   | 不適正処理事例（2024年1月～2024年12月） |   |
|------|---------------------------|---|
| 不法投棄 | 1                         | <p>廃プラスチック類等の産業廃棄物処分業の許可を持つ中間処理業者が、産業廃棄物を過剰に保管しているとして、措置命令を受けていた。</p> <p>この中間処理業者の施設では、<b>基準を超えて保管されていた産業廃棄物から出火し鎮火まで1か月間要する火災が発生</b>した事実もあり、管轄自治体から2度にわたり廃棄物の撤去を求める措置命令が発出されていたが、命令にはほとんど応じなかった。これを受けて管轄自治体は、排出事業者8社に対して、合計約2万2000トンの撤去を命じる措置命令を発出した。</p>  |
|      | 2                         | <p>県の職員が、市内の清掃業務に伴って生じた刈草(約300キロ)を、適正な許可を有する業者に委託せず、市内の山中に不法投棄した。廃棄物処理法違反の疑いで、職員3名が略式起訴および罰金20万円の略式命令を受けた。</p>  |
|      | 3                         | <p>市内の浄化槽清掃業者が、法人から回収した産業廃棄物である廃油に、一般家庭から回収したし尿を混ぜて作った混合物(約2トン)を、一般廃棄物として市の施設に不法投棄した。捜査の中で、同様の不法投棄を10年以上繰り返して5,000万円以上の利益を得ていた疑いが浮上している。</p>  |
| 行政指導 | 4                         | <p>市町村が運営している浄水場から、<b>有害な有機フッ素化合物(PFAS:ピーファス)</b>が検出された。県の調査の結果、発生源は使用済みの活性炭であるとして、活性炭を保管していた業者が書面による行政指導を受けた。</p> <p>保管業者は、資材置き場で保管していた活性炭は「再利用可能な有価物である」と主張していたが、数年間にわたり移動されていなかったことや、梱包していたフレコンバッグからはみ出していたことを根拠として、県が産業廃棄物であると認定した。資材置き場では、産業廃棄物保管場所である旨を示す掲示板や囲いといった産業廃棄物保管基準が遵守されておらず、基準違反に該当するとして指導に至ったとされる。</p> |

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物とは、家庭から排出された廃棄物以外の廃棄物を指す。

ア.

イ. 改修工事に伴って排出された石綿を含む窯業系サイディングは、特別管理産業廃棄物に該当する。

イ.

ウ. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃油はすべて産業廃棄物である。

ウ.

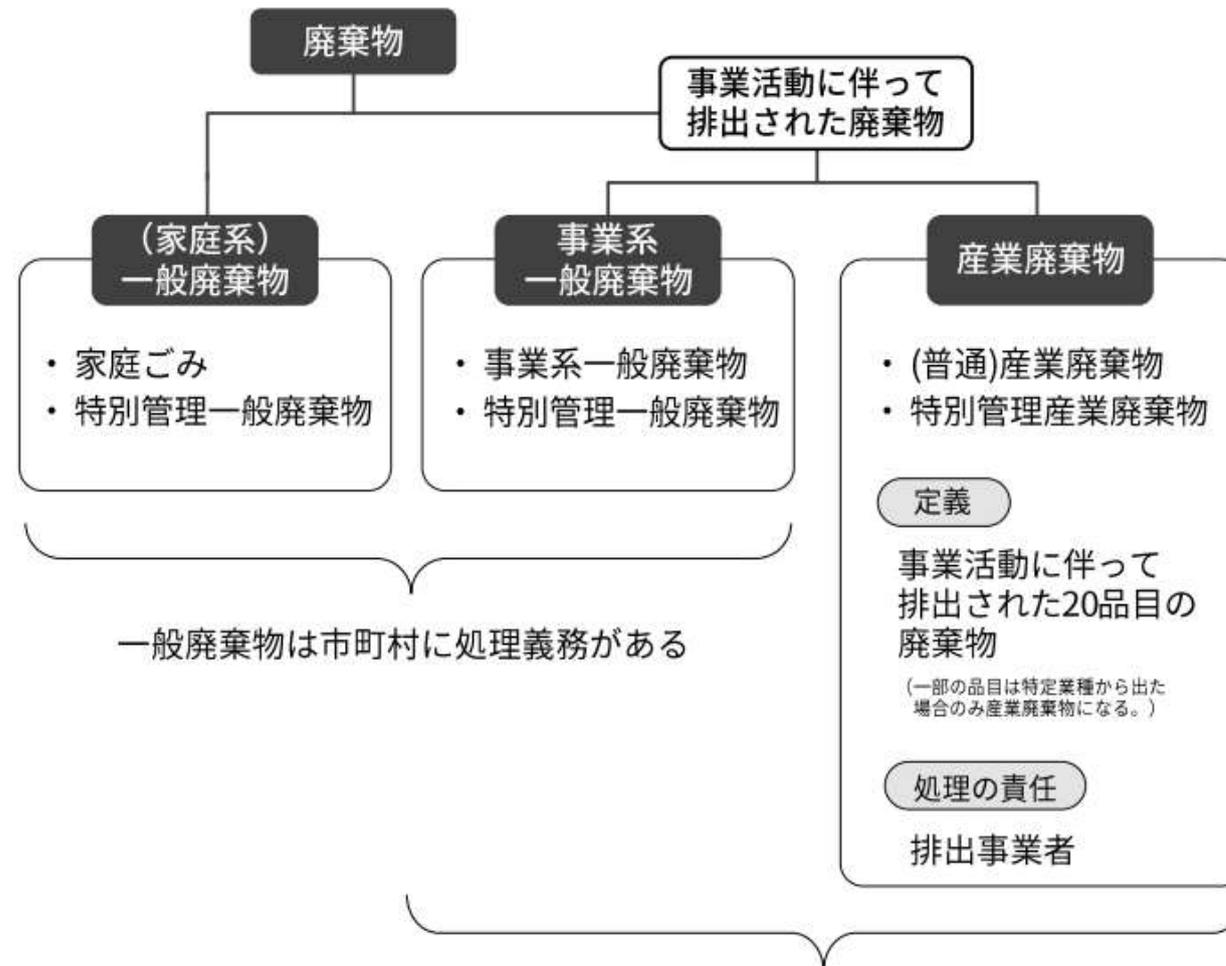
エ. 新築工事に伴って排出された紙クロス(紙くず)は、一般廃棄物である。

エ.

オ. オフィスで使用された木製の事務机(木くず)は、一般廃棄物である。

オ.

### 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される



廃棄物を出した者が処理する責任がある  
という根本的な考え方は共通

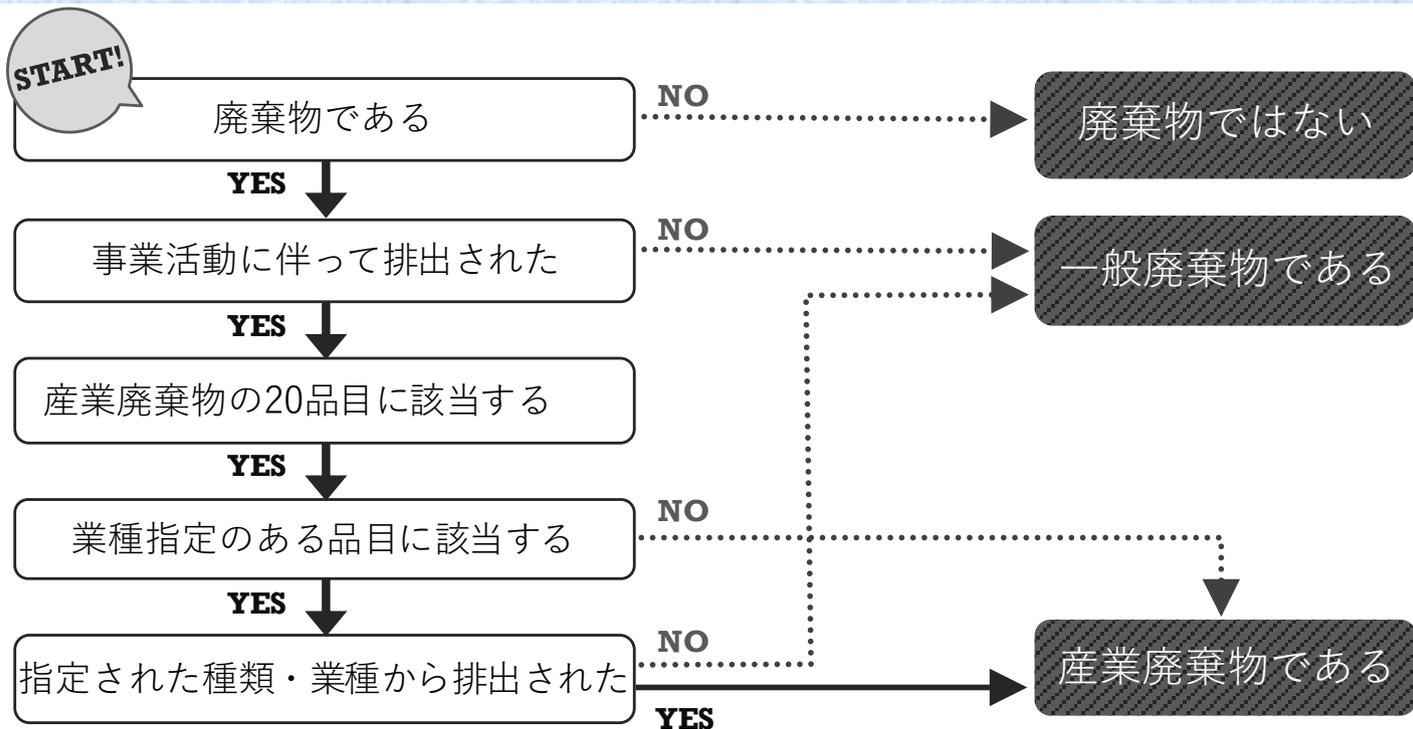
事業活動に伴って排出された廃棄物は  
排出事業者  
に処理責任がある

| 種類                        | 内容及び具体例  |
|---------------------------|--|
| 燃え殻                       | 石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等                            |
| 汚泥                        | 排水処理後及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの                    |
| 廃油                        | 鉱物性油及び動植物性油脂等すべての廃油                              |
| 廃酸                        | 廃硫酸、廃塩酸等のすべての酸性廃液                                |
| 廃アルカリ                     | 廃ソーダ液等のすべてのアルカリ性廃液                               |
| 廃プラスチック類                  | 廃ポリウレタン、廃スチロール等すべての廃プラスチック                       |
| 紙くず ※                     | 印刷くず、製本くず、裁断くず、建設現場から排出される紙くず等                   |
| 木くず ※                     | 廃木材、おがくず、バーク、梱包材くず、板切れ、廃チップ等                     |
| 繊維くず ※                    | 天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)                            |
| ゴムくず                      | 天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)                            |
| 金属くず                      | 鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず等                        |
| ガラスくず、コンクリートくず<br>及び陶磁器くず | ガラス類、製造過程等から生じるコンクリートくず、陶器くず、レンガくず、石膏ボード等        |
| 鉱さい                       | 電気炉等からの残さい、不良鉱石、粉灰かす等                            |
| がれき類                      | コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材                  |
| ばいじん                      | 産業廃棄物焼却施設で生じるばいじんで、集じん施設によって集められたもの              |
| 動植物性残さ ※                  | 魚・獣のあら、ボイルかす、野菜くず、油かす等                           |
| 動物系固形不要物 ※                | と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等                         |
| 動物のふん尿 ※                  | 牛、馬、豚等のふん尿                                       |
| 動物の死体 ※                   | 牛、馬、豚等の死体  |
| 13号廃棄物                    | 産業廃棄物を処分するために処理したもので上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形物等) |

※ 業種指定のある産業廃棄物についての詳細は、次ページを参照してください

# 産業廃棄物の種類と具体例

## 2. 問題を解いて覚える法令順守事項



**【総合判断説】**  
 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。  
 廃棄物に該当するかは  
 ・物の性状  
 ・排出の状況  
 ・通常の見取り形態  
 ・取引価値の有無  
 ・占有者の意思 等  
 を総合的に勘案して判断すべき。

| 業種指定のある品目 | 具体例                      | 特定業種   |
|-----------|--------------------------|--|
| 紙くず       | 印刷くず、製本くず、板紙等            | 紙加工製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業に係るもの |
|           | 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず       | 建設業  |
| 木くず       | 木材片、おがくず、パーク類等           | 木材・木製品製造、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業                              |
|           | 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず       | 建設業  |
| 繊維くず      | 貨物流通のために使用したパレット         | すべての業種   |
|           | 木綿・羊毛等の天然繊維くず            | 繊維工業（繊維製品製造業を除く）   |
|           | 新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず      | 建設業  |
| 動植物性残さ    | 魚・獣のあら、ポイルかす、野菜かす、油かす等   | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業  |
| 動物系固形不要物  | と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等 | と畜業  |
| 動物のふん尿    | 牛、馬、豚等のふん尿               | 畜産農業   |
| 動物の死体     | 牛、馬、豚等の死体                | 畜産農業   |

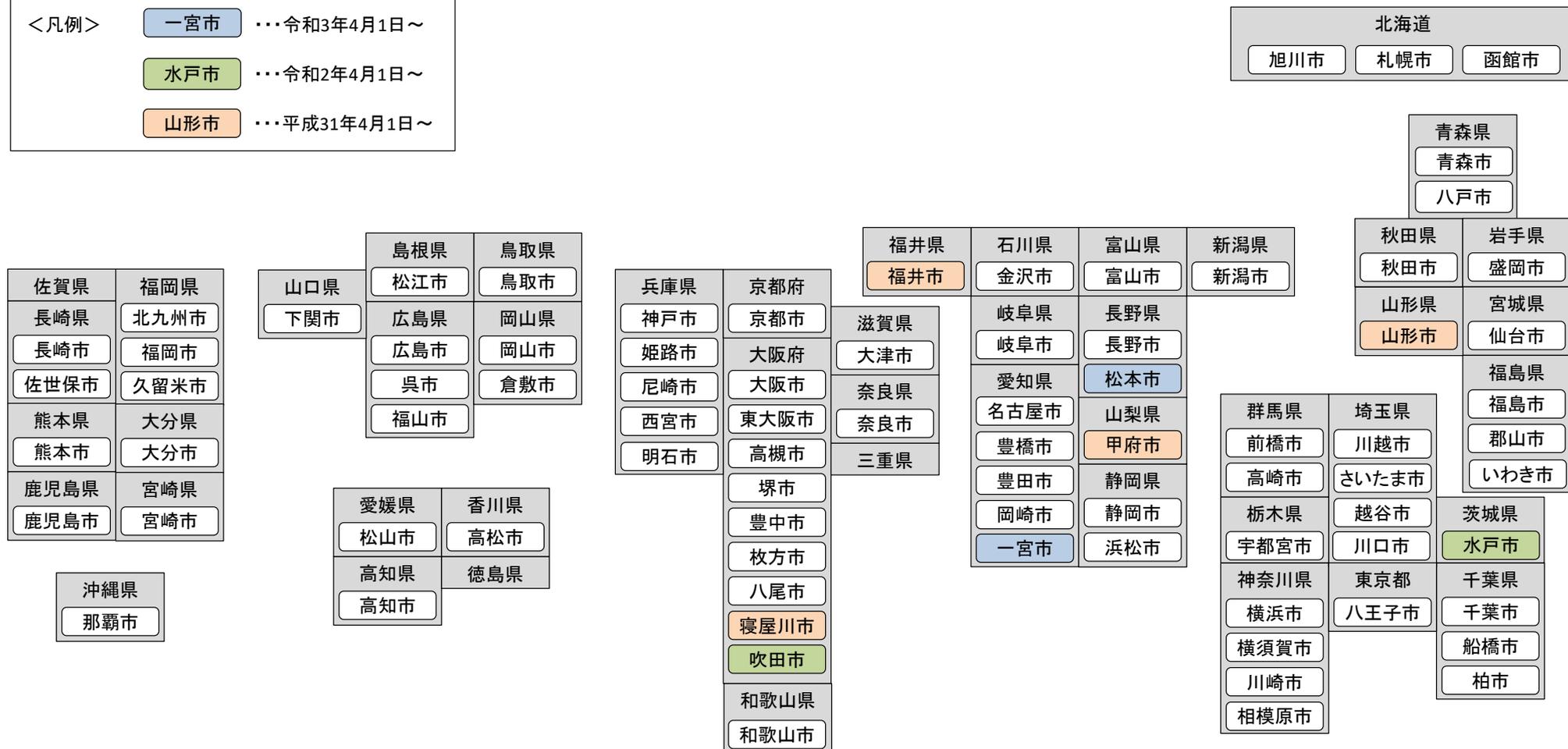
### 産業廃棄物は、全国に120以上ある都道府県または政令市が管轄する

■ 令和7年4月1日時点の都道府県または政令市

令和3年4月1日～長野県松本市、愛知県一宮市も政令市に

<凡例>

|     |              |
|-----|--------------|
| 一宮市 | … 令和3年4月1日～  |
| 水戸市 | … 令和2年4月1日～  |
| 山形市 | … 平成31年4月1日～ |



※大牟田市(福岡県)は令和2年4月1日～ 政令市の指定を解除

※中核市移行を検討している都市：つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、府中市、町田市、藤沢市、富士市、津市、四日市市、佐賀市

出典：中核市市長会ホームページ(<http://www.chuukakushi.gr.jp/introduction/>)

### 許可証では、取り扱うことができる品目（種類）等を確認する

許可証のサンプル

産業廃棄物 または  
特別管理産業廃棄物

×

収集運搬業  
または 処分業

の組み合わせで  
4 パターンのいずれか

取り扱うことができる  
品目を確認する

委託廃棄物を処理  
できる能力等がある  
か確認する

様式第七号の二（第十條の二関係）

1 許可番号

2 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所

氏名 代表取締役

優良

京都府知事 西脇隆俊

3 許可の年月日 令和元年5月11日

4 許可の有効年月日 令和8年5月10日

5 事業の種類  
(積替え又は保管を含まない)  
①燃え殻 ⑥繊維くず  
②汚泥 ⑦ゴムくず  
③プラスチック類 ⑧金属くず  
④紙くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
⑤木くず ⑩がれき類  
以上10種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

6 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に右結合有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

7 許可の条件  
なし

8 許可の更新又は変更の状況  
昭和49年5月11日：当初許可  
平成6年5月11日：更新許可  
平成6年6月29日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑧）  
平成11年5月11日：更新許可  
平成18年5月11日：更新許可  
平成21年5月21日：更新許可  
平成28年5月11日：更新許可  
令和元年5月11日：更新許可（優良基準適合）  
令和4年9月27日：住所の変更に伴う許可証の書換え

9 積替え許可の有無 有 無  
市名 京都市 許可番号

10 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

(日本産業規格 A列4番)

下6桁が固有番号

〇〇市長  
〇〇知事から判断

切れていないか確認

ちゃんとチェック  
することは  
排出事業者の責任!

許可番号における始めの番号(2桁または3桁)は、許可する都道府県・政令市番号を示します。  
宮城県=004、  
仙台市=054

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

### 「許可業者であること＝適正処理の保証」ではない

#### 環境省からの通知が方針を決める

排出事業者・処理業者・それを管轄する都道府県または政令市の3者は、環境省（国）の定める法令に基づいて適正処理を行います。しかし現実には、法律の解釈が行政区ごとに分かれ、法律だけでは全国的に統一した判断ができないという事情もあります。その部分に対応するため、環境省から出される補足説明が「通知」です。

その一例として、「行政処分の指針について」という通知で、排出事業者責任について示されています。排出事業者責任のあり方は、「信頼できる処理業者を選定する責任はあくまでも排出事業者にある」と提示されています。

#### 行政処分の指針ポイント

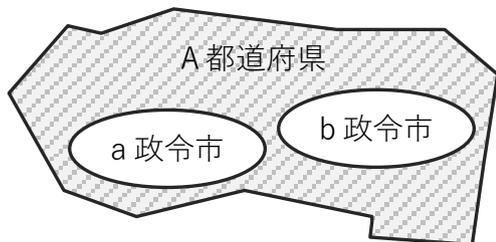
1. 「許可」は適正な処理を保証しない。業者選定の責任は排出事業者にある。
2. 法要求では含まれない「注意義務」違反も、措置命令の対象となりうる。

| 注意義務違反の要件                          | 指標（具体例）       | 対策   |
|------------------------------------|---------------|--|
| 適正な対価を負担していない                      | 一般的な処理料金の半値程度 | 複数の見積りを取る  |
| 当該処分（不適正処理）が行われることを知っていた又は知ることができた | 改善命令等の行政処分    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理業者に直接問い合わせ</li> <li>・ 施設確認</li> <li>・ 残余容量の把握（埋立）</li> <li>・ 二次委託先との契約確認（中間処理）</li> </ul> |
|                                    | 不適正処理時の立入検査   |  |
|                                    | 周辺住民からの訴訟     |  |

### 収集運搬業許可は、原則、積込みと積下しを行う都道府県の許可を確認



改正前

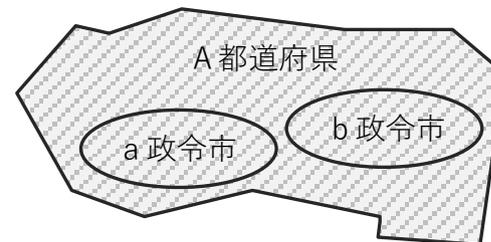


A 都道府県の許可は a・b 政令市以外の都道府県を区域とする  
= 産業廃棄物に関する行政区の管理範囲と同じ

全国で収集運搬業を行うには  
100以上の許可が必要

改正後

平成23年4月から



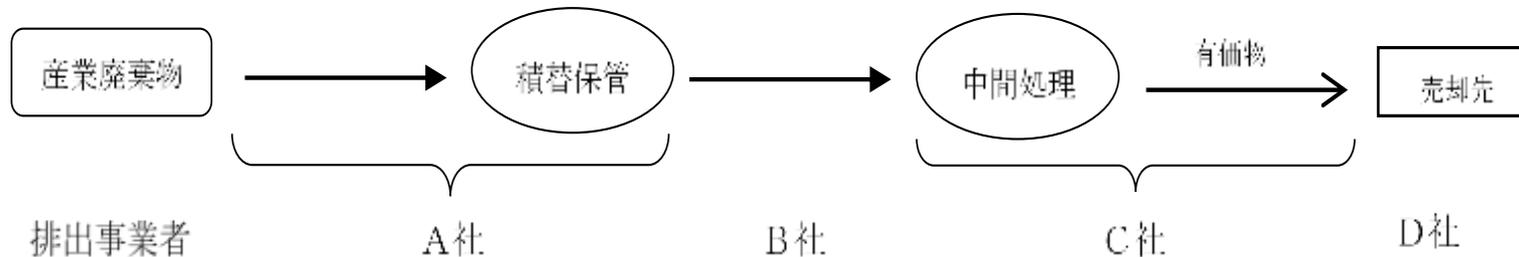
A 都道府県の許可によって、都道府県内全域 (a政令市、b政令市を含む) で産業廃棄物の収集運搬が可能になる。  
※政令市内で積替保管を行う場合は、政令市の収集運搬業許可が必要となる。

全国で収集運搬業を行うには  
47の許可が必要

## 問題を解いてみよう②

■ 次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、廃棄物処理法に基づいて結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、解答欄に記入しなさい。なお  $\longrightarrow$  は、収集運搬を示します。

- 1・・・収集運搬委託契約のみが必要な場合
- 2・・・処分委託契約のみが必要な場合
- 3・・・収集運搬と処分の委託契約が必要な場合
- 4・・・直接契約が不要な場合



|          |   |
|----------|---|
| 排出事業者とA社 | 1 |
| A社とB社    | 4 |
| 排出事業者とC社 | 2 |
| 排出事業者とD社 | 4 |

■ 次のア～イの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 排出事業者は、収集運搬業者に産業廃棄物を引渡した日から3日以内に紙のマニフェストを交付しなければならない。

ア.  
×

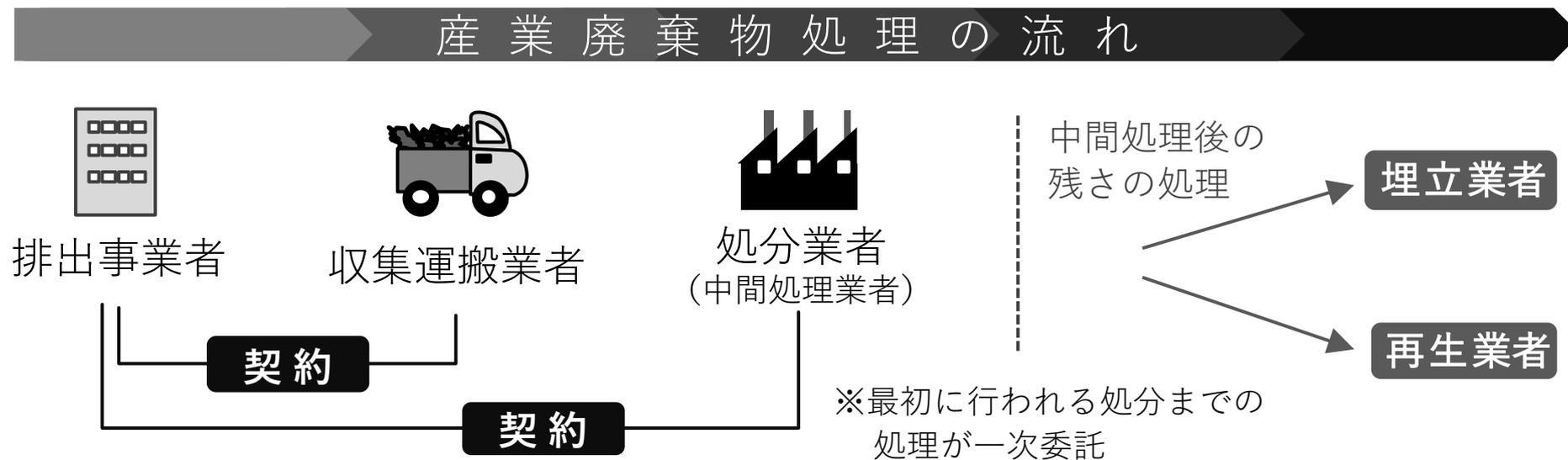
イ. 仙台市と、多賀城市に排出事業場を有している事業者が、管理票交付等状況報告書を本社のある仙台市にまとめて報告した。

イ.  
×

## 収集運搬業者とだけではなく、運搬先の処分業者とも直接契約する

- 処理委託の前に締結すること
- 書面で締結すること
- 契約の終了日から5年間保存すること

### ■ 契約する相手



- ◆ 収集運搬業者と契約するだけでは不十分
- ◆ 中間処理後の残さの処分先とまでは直接契約不要

■ 記載すべき事項に漏れがない ⇒ 記載事項一覧

| 区分                                 | 記載が必要となる条件<br>(一項は必須の記載事項となる)        | 法律で定められる記載事項   | 記載する際の注意点                 |
|------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 共通                                 | 受託者が処理業許可を受けた者である場合                  | 受託者の事業範囲<br>※許可証を添付すること  | 「添付する許可証の通り」でも構わない        |
|                                    | —                                    | 委託契約の有効期間  | 自動更新の定めがあっても構わない          |
|                                    | —                                    | 産業廃棄物の種類及び数量   |                           |
|                                    | —                                    | 契約金額（支払う料金）  | 単価と数量から合計が計算できれば可         |
|                                    | —                                    | 産業廃棄物の性状及び荷姿   | 性状：固形・液体など<br>荷姿：袋・コンテナなど |
|                                    | —                                    | 産業廃棄物の性状の変化に関して<br>(通常の保管下で)   |                           |
|                                    | —                                    | 産業廃棄物の混合等による支障   |                           |
|                                    | 委託する産業廃棄物に<br>JIS C 0950含有マークが含まれる場合 | JIS C 0950含有マークの表示に関する事項   |                           |
|                                    | それぞれが委託する産業廃棄物に含まれる場合                | 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる旨<br>※第一種特定化学物質が含まれる旨<br>(2026年1月施行予定) |                           |
|                                    | —                                    | その他産業廃棄物取り扱い上の注意   |                           |
| 収集運搬                               | —                                    | 上記6項目の変更情報の伝達方法  | 書面・FAX等、伝達の方法は問わない        |
|                                    | —                                    | 受託業務終了の報告  | マニフェストによる報告で構わない          |
|                                    | —                                    | 契約解除時の産業廃棄物の取扱い  |                           |
|                                    | —                                    | 運搬の最終目的地の所在地   | 本社などではなく、実際に搬入する施設を記入     |
|                                    | 積替保管を行う場合                            | 積替保管を行う場所の所在地<br>積替保管できる産業廃棄物の種類・保管上限  |                           |
| 積替保管を行う場合であり、<br>廃棄物が安定型産業廃棄物である場合 | 他の廃棄物と混合することの許否                      | 他の廃棄物＝管理型の産業廃棄物  |                           |
| 処分                                 | —                                    | 処分（再生）場所の<br>所在地・方法・処理能力   |                           |
|                                    | —                                    | 最終処分の場所の<br>所在地・方法・処理能力  |                           |
|                                    | 委託する産業廃棄物が<br>輸入された廃棄物である場合          | 輸入された廃棄物である旨   | 平成23年度から記載事項として追加         |

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

### 産業廃棄物処理委託契約書は、漏れなく記載する

ポイント1 空欄を作らない！

ポイント2 法令の記載事項以外も確認を！

ポイント1

#### [甲の事業場]

法令で定められる記載事項ではないが、排出した場所が必要な収集運搬業許可の範囲を判断するためにも記入すべき

#### [事業範囲]

許可証を添付する必要があることから“許可証の通り”という記載でもよい

取入  
印紙

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

排出事業者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、  
収集運搬業者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
甲の事業場：\_\_\_\_\_から排出される産業廃棄物の収集・運搬に  
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）  
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令  
を遵守するものとする。

第2条（委託内容）  
1.（乙の事業範囲）  
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写  
しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、  
速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、  
本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲  
[席席]  
許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_ 許可都道府県・政令市：\_\_\_\_\_  
許可の有効期限：\_\_\_\_\_ 許可の有効期限：\_\_\_\_\_  
事業範囲：\_\_\_\_\_ 事業範囲：\_\_\_\_\_  
許可の条件：\_\_\_\_\_ 許可の条件：\_\_\_\_\_  
許可番号：\_\_\_\_\_ 許可番号：\_\_\_\_\_

1

2

ポイント2

## 以下パターンから（組み合わせることも含めて）選択して体制を構築

| 運搬する者   | 想定される運搬先      | 内容  |
|---|---------------|---|
| <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">元請業者</div><br>(収集運搬業許可 不要)   | 元請業者の保管場所     | 事務所等に保管場所を準備し、都度持ち帰る<br>→集積後は処理委託することを想定  |
|   | 処分業者施設        | 排出事業者自身で運搬して、処分のみ委託<br>(処分業者への持ち込み・自社搬入)  |
| <div style="background-color: #212121; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">処理業者</div><br><div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">下請業者</div><br>(収集運搬業許可あり) | 処分業者施設        | 許可を有する処理業者が、排出現場から回収することで処理委託が開始する<br>※排出量がある程度多い場合には一般的<br>※下請事業者に許可を取得させ、収集運搬を委託する場合も同じ |
| <div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">下請業者</div><br>(収集運搬業許可なし)  | 元請業者が権限を有する場所 | <b>※限定的な特例</b><br>廃棄物処理法の特例（21条の3第3項）を活用し、下請け業者が運搬を行う                                     |

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

**第二十一条の三 土木建築に関する工事**(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が**数次の請負によつて行われる場合にあつては**、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、**当該建設工事**(他の者から請け負つたものを除く。)の**注文者から直接建設工事を請け負つた建設業**(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を**営む者**(以下「元請業者」という。)を**事業者とする**。

**2** 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

**3** 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

**4** 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合(当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。)には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

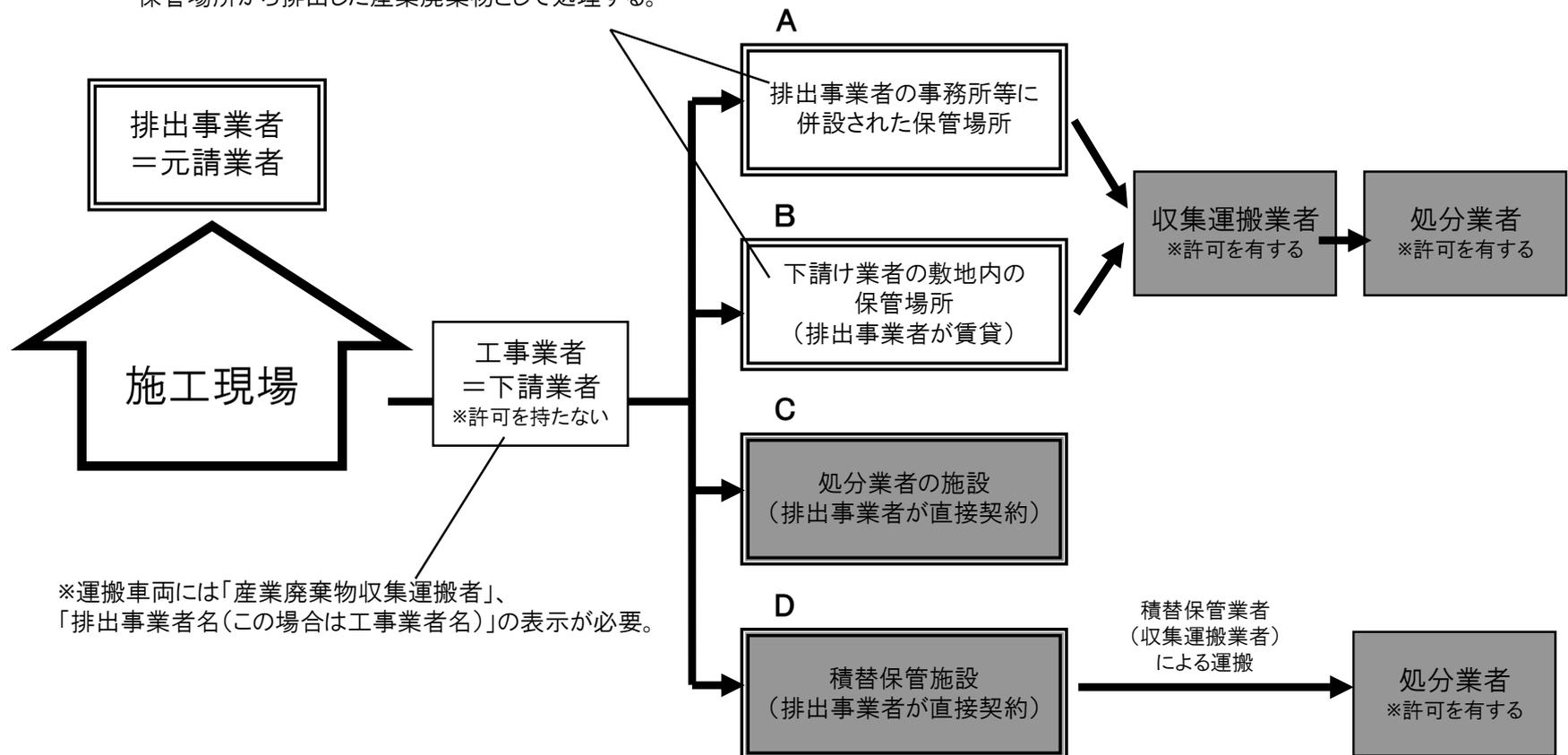
## 3項について

## あくまでも廃棄物処理法の特例、条件に適合するケースは多くない

## ■収集運搬業許可を持たない下請工事業者が一旦運搬を行う条件

- ☑新築・増築及び解体工事では認められず、請負金額(発注者の支払金額)が税込500万円以下の工事に限る。
- ☑特別管理産業廃棄物では認められない。
- ☑1回に運搬する廃棄物は1m<sup>3</sup>以下であること。
- ☑この運搬の途中で保管を行ってはならない。
- ☑運搬先は、排出事業者が使用権限を持ち、施工現場と同一または隣接する都道府県であること。

※保管場所からの処理については、元請業者が保管場所から排出した産業廃棄物として処理する。



[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)

平成23年2月4日

#### 4 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

法第21条の3第1項の規定により建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が事業者とされることから、元請業者が廃棄物について自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って廃棄物処理業者に適正に処理を委託しなければならない。

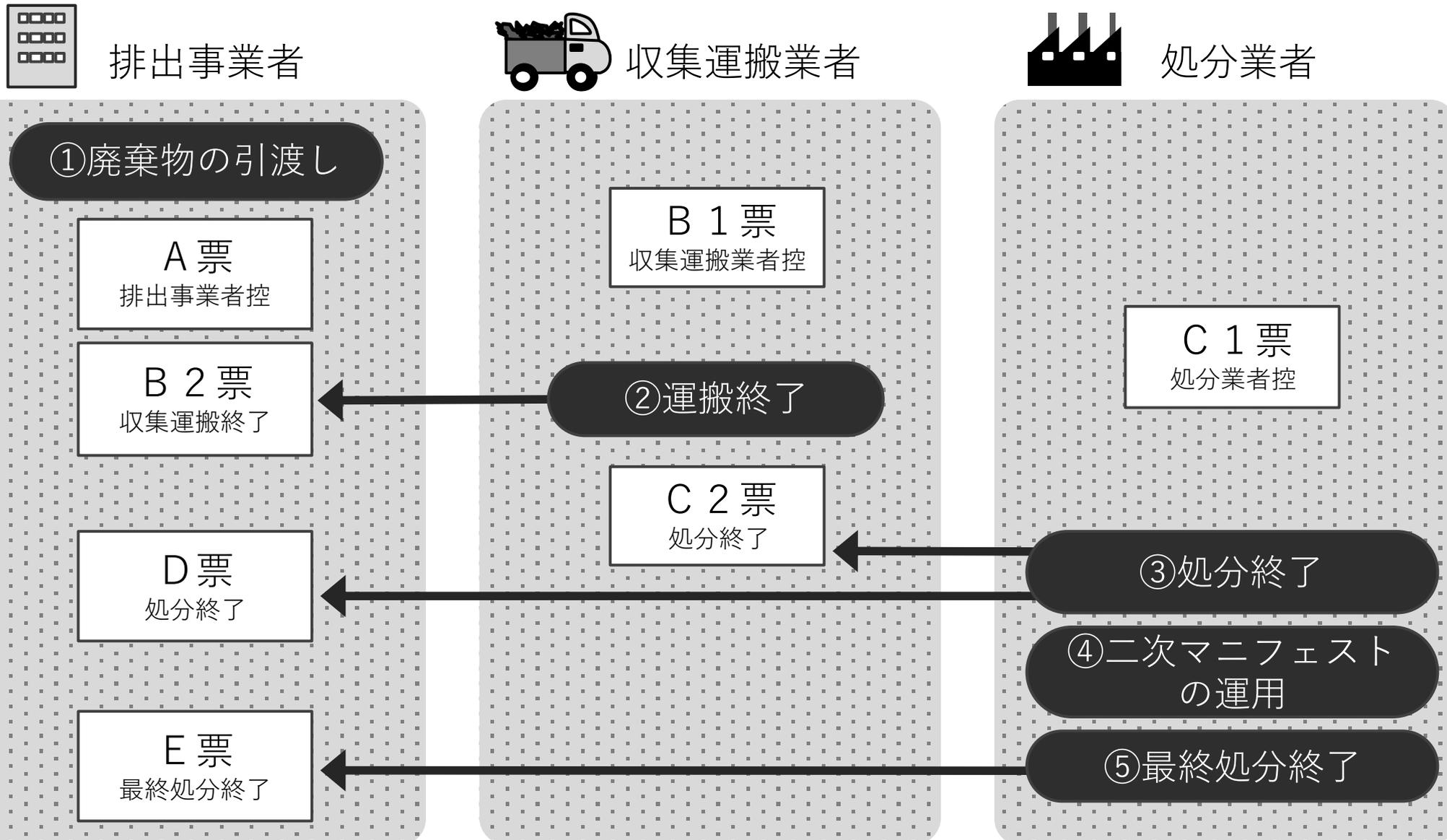
しかし、元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人は事業者でも廃棄物処理業者でもないことから、法に基づく規定が適用されず、下請負人により廃棄物が不適正に委託され、結果的に当該廃棄物の不適正処理につながるおそれがある。

そこで、そのような事態を防止するため、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとした（法第21条の3第4項）。

なお、この規定は、前述のような例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

また、例えば、元請業者から下請負人に対し、当該下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を行うべき旨の口頭による指示又は示唆があり、当該指示又は示唆に従い当該下請負人が当該廃棄物の処理を他人に委託した場合には、当該元請業者から当該下請負人への指示又は示唆が行われた時点では、事業者たる当該元請業者に委託基準等が適用されているにもかかわらず、当該元請業者は書面による委託契約を行っていないことから、当該元請業者は委託基準に違反していると解して差し支えない。このように、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合においても、元請業者による何らかの委託がある場合には、当該委託の時点において元請業者に委託基準が適用される点に留意されたい。

### マニフェストは、運搬・処分・最終処分の完了を確認するための伝票



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

### 紙か電子、どちらかを選択して使用する

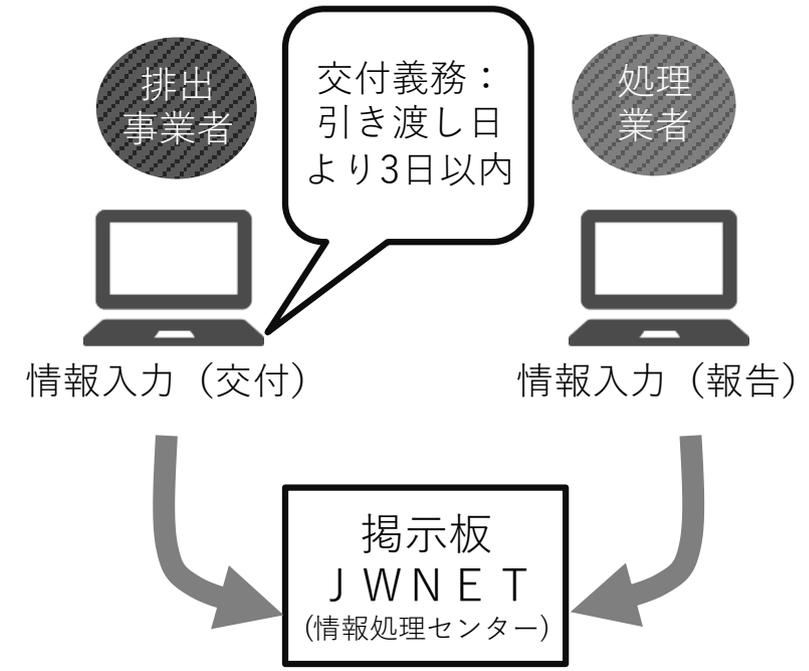
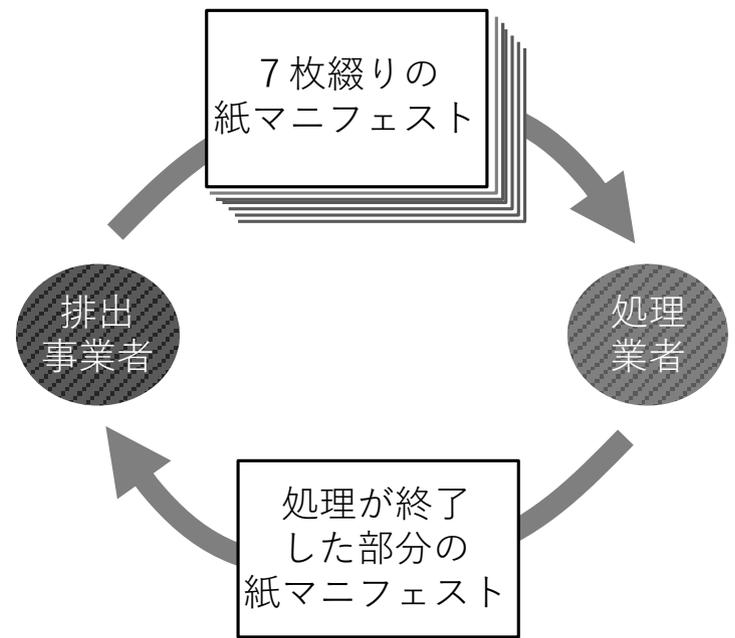


紙マニフェストは 手紙



電子マニフェストは 掲示板

交付義務：廃棄物の引き渡しと同時に



保存義務：JWNETが電子的に保存  
報告義務：JWNETが代わりに報告

保存義務：5年間保存※  
報告義務：排出事業者(1年分をまとめて報告)  
※A票は交付日から、B2票・D票・E票は送付を受けた日から

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者、3者全ての加入が必須条件

### 紙マニフェストを1枚でも交付したら、翌年6月末までに報告を

様式第三号（第八条の二十七関係）

**産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）**

平成 年 月 日

〇〇県知事(〇〇市長) 殿

**排出行政区**

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称  |           |            |              |                |                  |             | 業 種            |                  |         |  |
|---------|-----------|------------|--------------|----------------|------------------|-------------|----------------|------------------|---------|--|
| 事業場の所在地 |           |            |              |                |                  |             | 電話番号           |                  |         |  |
| 番号      | 産業廃棄物の種類  | 排出量(t)     | 管理票の<br>交付枚数 | 運搬受託者<br>の許可番号 | 運搬受託者の<br>氏名又は名称 | 運 搬 先 の 住 所 | 処分受託者<br>の許可番号 | 処分受託者の<br>氏名又は名称 | 処分場所の住所 |  |
|         | <b>種類</b> | <b>排出量</b> | <b>交付枚数</b>  |                |                  |             |                |                  |         |  |
| 2       |           |            |              |                |                  |             |                |                  |         |  |
| 3       |           |            |              |                |                  |             |                |                  |         |  |
| 4       |           |            |              |                |                  |             |                |                  |         |  |

**処理ルート**

**備考**

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

年に1度の  
決まりごと！

### 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

|                                      |  |   |   |  |           |          |
|--------------------------------------|--|---|---|--|-----------|----------|
| 交付年月日                                | ① 年 月 日  | 交付番号                                    | 整理番号                                    | 交付担当者 氏名                                 | ②         |          |
| 排出事業者                                | 氏名又は名称   |   | 名称                                      | ③  |           |          |
|                                      | 住所 〒   | ③ 電話番号                                  | 所在地 〒                                   | ④ 電話番号                                   |           |          |
| 産業廃棄物                                | 種類(普通の産業廃棄物)   |   | 種類(特別管理産業廃棄物)                           |  | ⑦         |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら   | <input type="checkbox"/> 1200 金属くず      | <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油     | <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)   |           | 産業廃棄物の名称 |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0200 汚泥   | <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず | <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) | <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)     |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0300 廃油   | <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい       | <input type="checkbox"/> 7100 強酸        | <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)     |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0400 廃酸   | <input type="checkbox"/> 1500 かれき類      | <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)    | <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)     |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ  | <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿    | <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ     | <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)  |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類   | <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体     | <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) | <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)   |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0700 紙くず  | <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん      | <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物    | <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害) |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0800 木くず  | <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物    | <input type="checkbox"/> 7410 PCB等      | <input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等       |           |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず   | <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物  | <input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等      |  |           |          |
| <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ |  | <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥    |   |  |           |          |
| <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず   |  | <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)   |   |  |           |          |
| 中間処理産業廃棄物                            | 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)   |   |   |  | ⑤(⑥)      |          |
|                                      | <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり<br><input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり                   |   |   |  |           |          |
| 最終処分の場所                              | 名称/所在地/電話番号<br><input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり<br><input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり |   |   |  | 見本        |          |
| 運搬受託者                                | 氏名又は名称   |   | 名称                                      |  |           |          |
|                                      | 住所 〒   | 電話番号                                    | 所在地 〒                                   | 電話番号                                     |           |          |
| 処分受託者                                | 氏名又は名称   |   | 名称                                      |  |           |          |
|                                      | 住所 〒   | 電話番号                                    | 所在地 〒                                   | 電話番号                                     |           |          |
| 運搬の受託                                | (受託者の氏名又は名称)<br>(運搬担当者の氏名)   | (受領欄)                                   | 運搬終了年月日                                 | 年月日                                      | 数量(及び単位)  |          |
| 処分の受託                                | (受託者の氏名又は名称)<br>(処分担当者の氏名)   | (受領欄)                                   | 処分終了年月日                                 | 年月日                                      | 最終処分終了年月日 |          |
| 最終処分を行った場所                           | 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)  |   |   |  |           |          |
| (直行用)                                | 発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会   |   |   |  |           |          |
| 照合確認                                 | B2票  | 年月日                                     |   |  |           |          |
|                                      | D票   | 年月日                                     |   |  |           |          |
|                                      | E票   | 年月日                                     |   |  |           |          |

【紙マニフェストの必須記載事項(A票)】

- ① 交付年月日と交付番号
- ② マニフェスト交付担当者の氏名
- ③ 排出事業者の氏名又は名称と住所
- ④ 排出事業場の名称と所在地
- ⑤ 産業廃棄物の種類と数量
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨、及びその数量
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
- ⑩ 運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地

【NGな記入の例】

- ・必須記載事項が網羅されていない。
  - ・1枚のマニフェストに複数種類の廃棄物を記入。
  - ・1枚のマニフェストに複数回数の回収を記入。
  - ・契約にない処分委託者を記入。
  - ・交付済みのマニフェストを紛失した際に、新しい別のマニフェストを交付すること。
- …など。

### 新規登録

**登録**

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

|              |  |
|--------------|--|
| 排出情報         |  |
| 引渡し日         | 2023/02/28 (yyyy/MM/dd) <input type="text"/> <b>引渡し担当者</b> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <b>登録担当者</b> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>                              |
| <b>排出事業場</b> | ④ <b>コード</b> <input type="text"/> <input type="button" value="コード取得"/> <input type="button" value="事業場追加"/><br><b>名称</b> <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/> |
| 連絡番号1        | <input type="text"/> <b>連絡番号2</b> <input type="text"/> <b>連絡番号3</b> <input type="text"/>   |

|   |    |    |        |           |        |        |      |       |        |      |       |
|---|----|----|--------|-----------|--------|--------|------|-------|--------|------|-------|
| 産業廃棄物情報 <input type="button" value="追加"/> |    |    |        |           |        |        |      |       |        |      |       |
| No.                                       | 編集 | 削除 | 廃棄物の種類 | 廃棄物の大分類 ⑥ | 廃棄物の名称 | 廃棄物の数量 | ⑦ 荷姿 | 荷姿の数量 | 数量の確定者 | 有害物質 | 放射性物質 |

|  |    |    |    |        |         |      |       |      |        |           |
|--|----|----|----|--------|---------|------|-------|------|--------|-----------|
| 運搬情報 <input type="button" value="追加"/> |    |    |    |        |         |      |       |      |        |           |
| 区間                                     | 編集 | 削除 | 自己 | 収集運搬業者 | 積替・保管施設 | 運搬方法 | 運搬担当者 | 車両番号 | (再) 自己 | 再委託収集運搬業者 |

|          |   |
|----------|---|
| 処分情報     |   |
| 処分業者     | ⑨ <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>                                   |
| 処分事業場    | <input type="text"/>  |
| 処分方法     | <input checked="" type="radio"/> 再生 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 最終 (選択なし) <input type="button" value="▼"/> |
| 再委託先処分業者 | <input type="text"/>  |

|   |    |         |      |     |      |
|---|----|---------|------|-----|------|
| 最終処分の場所 <input type="button" value="追加"/>                                     |    |         |      |     |      |
| <input checked="" type="radio"/> 委託契約書記載のとおり <input type="radio"/> 当機指定のとおり ⑧ |    |         |      |     |      |
| No.   | 削除 | 最終処分事業場 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |

|     |                      |     |                      |
|-----|----------------------|-----|----------------------|
| 備考  |                      |     |                      |
| 備考1 | <input type="text"/> | 備考2 | <input type="text"/> |
| 備考3 | <input type="text"/> | 備考4 | <input type="text"/> |
| 備考5 | <input type="text"/> |     |                      |

パターン名称:

[▲ページトップ](#)

### ■受渡確認票：電子マニフェストを利用した廃棄物の委託時に使用する

|                             |                              |  |       |   |  |   |            |
|-----------------------------|------------------------------|--|-------|---|--|---|------------|
| 電子マニフェストシステム (JWNET)        |                              | 受渡確認票                                  |       |  |  |  |            |
| マニフェスト番号 <b>14894787738</b> |                              | 登録の状態                                  | 確定情報  | 引渡し日  | 2022/08/19                                 | 引渡し担当者  | 板倉 聡至      |
| 排出事業者                       | 氏名又は名称                       | 株式会社ユニバース                              |       | 連絡番号1   | 連絡番号2                                      | 連絡番号3   |            |
|                             | 住所                           | 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階 |       | 排出事業場   | 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階 |   |            |
|                             | 電話番号                         | 03-6809-2581                           | 加入者番号 | 1107894   | 電話番号                                       |   |            |
| 産業廃棄物                       | 種類                           | 2200000 管理型混合廃棄物                       |       | 数量  | 0.500 m3                                   | 確定数量  | 0.500 m3   |
|                             | (大分類名称)                      | 管理型混合廃棄物                               |       | 荷姿  | バラ   | 数量の確定者 収集運搬業者(区間)   |            |
| 中間処理<br>産業廃棄物               | 有害物質                         | 放射線物質対象外                               |       |   |  |   |            |
|                             | 廃棄物の名称                       | (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)                   |       |   |  |   |            |
| 最終処分場所<br>(予定)              | 所在地(名称[電話番号])<br>委託契約書記載のとおり |  |       |   |  |   |            |
| 収集運搬業者<br>区間1               | 氏名又は名称                       | 株式会社                                   |       | 連絡先の事業場   | 名称   | リサイクルセンター   |            |
|                             | 住所                           |  |       | 所在地   |  |   |            |
|                             | 電話番号                         |  | 加入者番号 |   | 電話番号                                       |   |            |
| 備考                          | 運搬方法                         | 車両                                     |       | 車両番号(排出)  |  |   |            |
|                             | 運搬量                          | 0.500 m3                               |       | 運搬担当者   |  |   |            |
|                             | 有価物拾集量                       |  |       | 運搬終了日   | 2022/08/19                                 |   |            |
| 処分業者                        | 氏名又は名称                       | 株式会社 再資源物流センター                         |       | 処分事業場   | 名称   | リサイクルセンター   |            |
|                             | 住所                           |  |       | 所在地   |  |   |            |
|                             | 電話番号                         |  | 加入者番号 |   | 電話番号                                       | 処分方法  |            |
| 備考                          | 報告区分                         | 処分(中間)+最終                              |       | 処分終了日   | 2022/08/20                                 | 廃棄物受領日  | 2022/08/19 |
|                             | 処分担当者                        |  |       | 受入量   | 0.500 m3                                   |   |            |
|                             | 最終処分終了日                      |  |       | 2022/08/30  |  |   |            |
| 最終処分場所<br>(実績)              | 所在地(名称[電話番号])<br>リサイクルセンター   |  |       |   |  |   |            |
| 備考1                         |                              |  |       |   |  |   |            |
| 備考2                         |                              |  |       |   |  |   |            |
| 備考3                         |                              |  |       |   |  |   |            |
| 備考4                         |                              |  |       |   |  |   |            |
| 備考5                         |                              |  |       |   |  |   |            |

印刷日時 2023/02/28 13:48:11

| 区分   | 紙マニフェスト   | 電子マニフェスト   |
|------|---|--|
| 利用条件 | 特になし  | 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が利用できる状況にあること                |
| 利用料金 | 30円/枚   | JWNET利用料 22円/件<br>※ASP利用料 ~150円程度/件              |
| 交付義務 | 引き渡しの都度   | 引き渡し後3日以内<br>※事前に予約登録が可能                         |
| 保存義務 | 5年間<br>※B2、D、E票はそれぞれ返送を受けた日から起算                                     | 排出事業者自ら保存の必要なし<br>※JWセンターが代行                     |
| 報告義務 | 1年分の交付状況を毎年6月末に都道府県又は政令市に報告   | 排出事業者自ら報告の必要なし<br>※JWセンターが代行                     |
| 返送確認 | 処理の工程に応じて対応する伝票が返送される<br>→ 手元に自動的に伝票が戻ってくるが、<br>交付日からの経過日数が一目でわからない | JWNET内で登録される<br>→ 自発的に確認することが必要だが、<br>進捗が一目瞭然である |
| 記載事項 | 正確な知識を有していなければ、<br>記載の漏れや誤りに気付くことができない                              | 入力項目がシステムで管理されているため、<br>記載の漏れや誤りが比較的生じづらい        |

### マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ 500件 表示 (合計件数: 1件)

照会結果一覧

| No. | 一括選択                     | 登録の状態 | 確認期限 | マニフェスト番号    | 運搬 | 処分 | 最終 | 連絡番号1 | 連絡番号2 | 連絡番号3 | 引渡し日       | 廃棄物の大分類名称 | 廃棄物の種類   | 廃棄物の数量              | 排出事業者     |
|-----|--------------------------|-------|------|-------------|----|----|----|-------|-------|-------|------------|-----------|----------|---------------------|-----------|
| 1   | <input type="checkbox"/> | 確定情報  |      | 14894787738 | ●  | ●  | ●  |       |       |       | 2022/08/19 | 管理型混合廃棄物  | 管理型混合廃棄物 | 0.500m <sup>3</sup> | 株式会社ユニバース |

事業報告

### 令和5年度電子マニフェスト事業

電子マニフェストセンター

#### 1 電子マニフェストの加入者数

令和5年度末の加入者数は315,675者（排出事業者：277,282、収集運搬業者：28,255、処分業者：10,138）となっています（図1）。

排出事業者の業種別構成では、医療、福祉（46%）が最も多く、次いで卸売業、小売業（25%）、建設業（8%）、製造業（8%）の順になっています（図2）。

また、都道府県別に見ると東京都（54,215）が最も多く、次いで神奈川県（26,468）、愛知県（24,134）となっています。東京を中心とした首都圏や愛知を中心とした中部圏、大阪を中心とした近畿圏に加入者が集中しています（図3）。

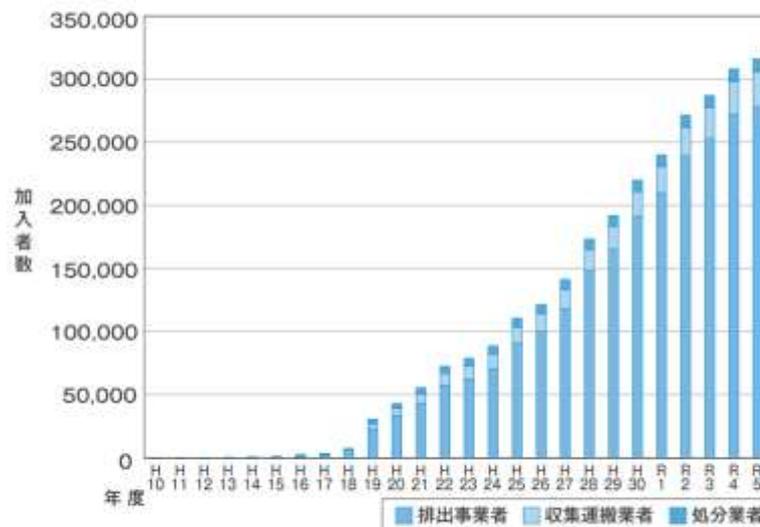


図1 電子マニフェストの加入者数の推移

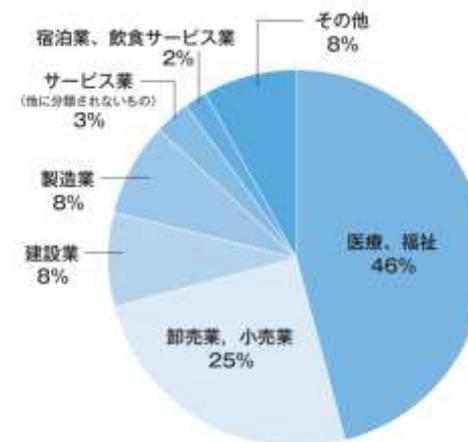


図2 電子マニフェスト加入者(排出事業者)の業種別構成比 (令和6年3月末現在)

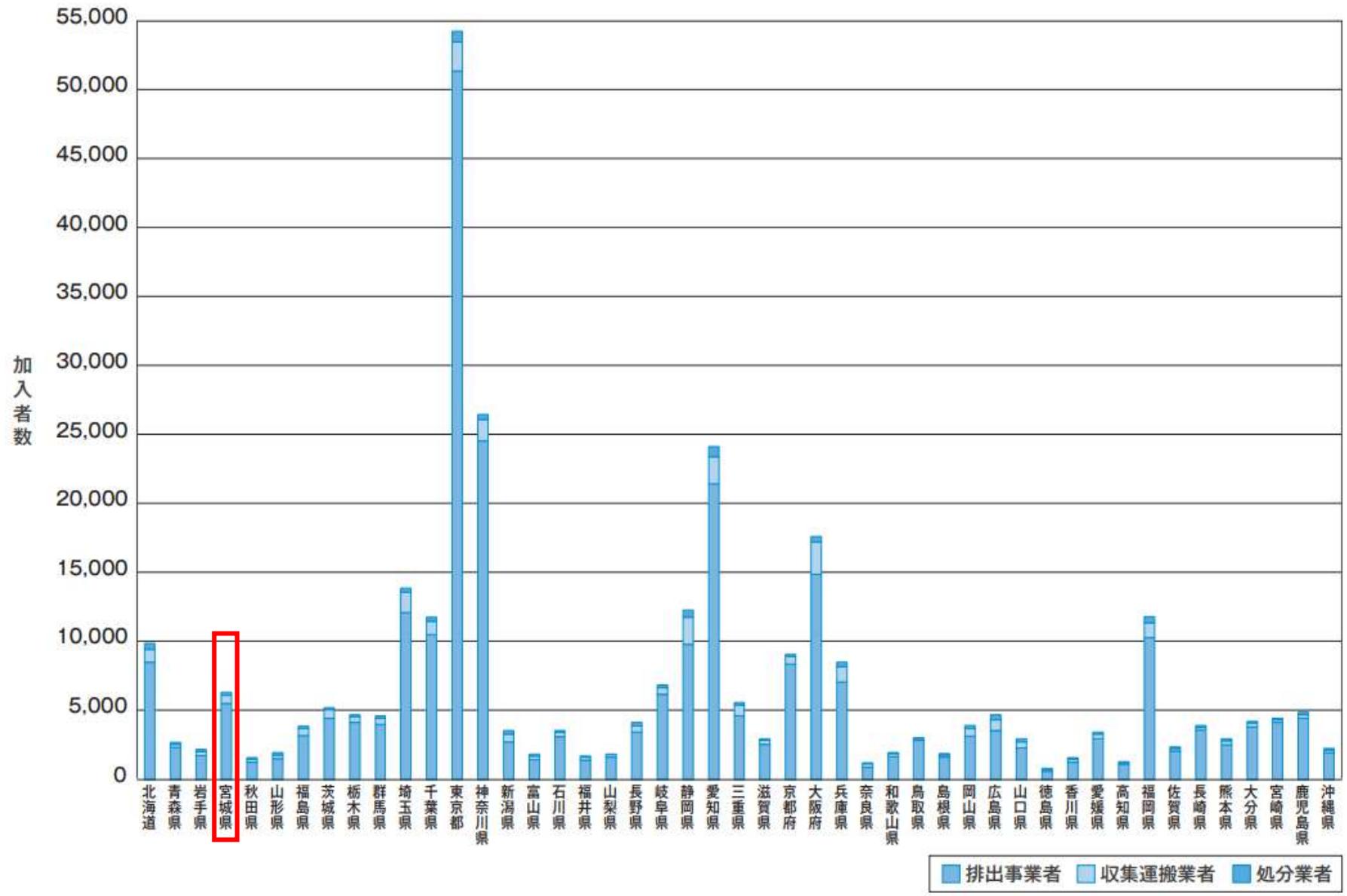
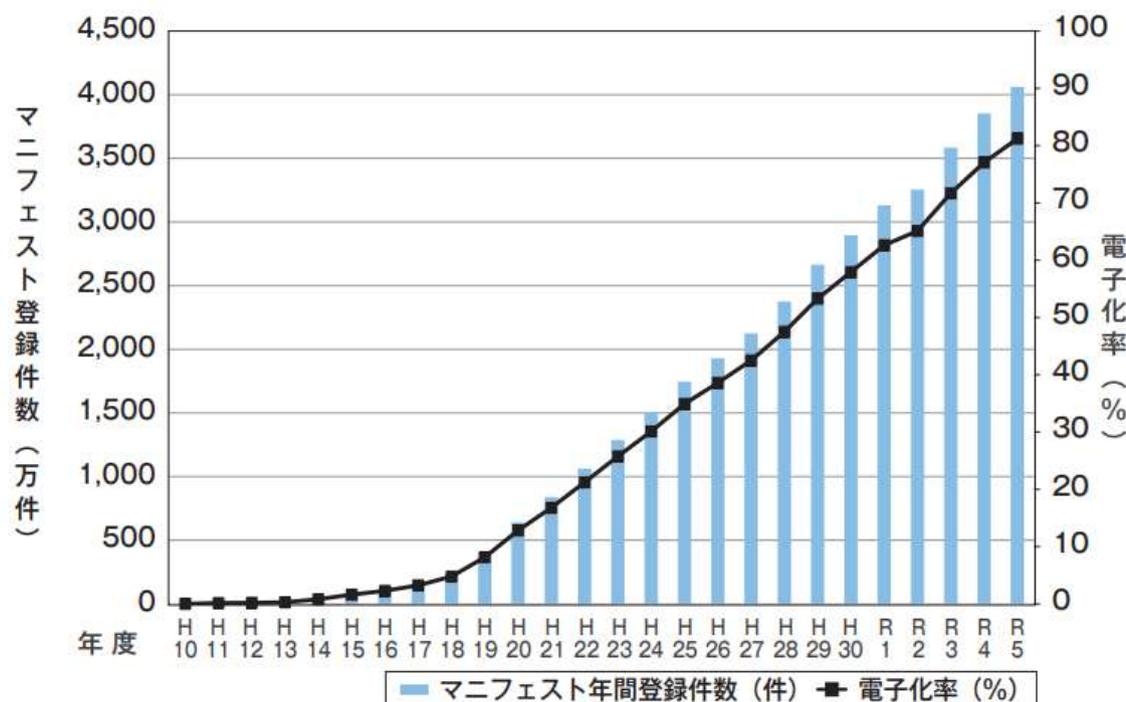


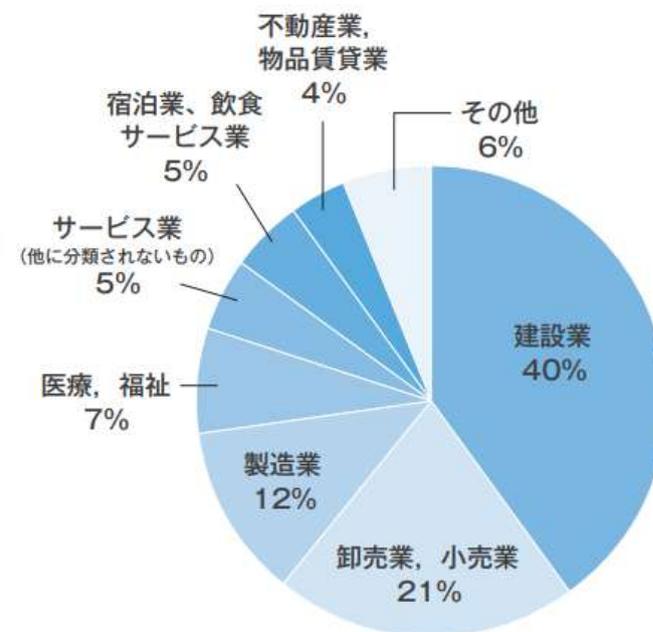
図3 都道府県別加入者数 (令和6年3月末現在)

令和5年度の年間登録件数は約4,062万件となり、電子化率は81.2%となりました **図4**。

また、排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の利用が全体の40%を占めて最も多く、次に、卸売業、小売業（21%）、製造業（12%）、の順となっております **図5**。



**図4** 年度別登録件数 電子化率



**図5** 排出事業者の業種別登録件数の構成比 (令和5年度実績)

## 電子報告を行う場合は「みやぎ産廃報告ネット」を活用

## 報告提出 マニフェスト交付等状況報告

- 毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストについて自治体に報告が必要です。
- 排出事業場を管轄する保健所（建設業で、仙台市を除く宮城県内の排出事業場2ヶ所以上を統括的に管理している支店等が仙台市内又は他県のみにある場合には、県庁）に報告してください。
- 仙台市内に事業場がある場合は仙台市へ報告してください。

電子報告システム「みやぎ産  
廃報告ネット」での報告を  
基本としております！



みやぎ産廃報告ネット



1

★管理票交付等状況報告に関する詳細情報は下記ページより

産業廃棄物を排出した事業者は、その産業廃棄物の処理が行われるまで適切に保管しなければなりません。保管の基準に関しては、周囲に囲いを設けることと、掲示板を掲げることなどが廃棄物処理法に定められています。

◆ 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

囲いについて明確な基準はありませんが、保管する廃棄物の荷重がかかる場合には、その荷重に耐えられる強度が必要になります。

◆ 産業廃棄物の保管場所である旨を掲示

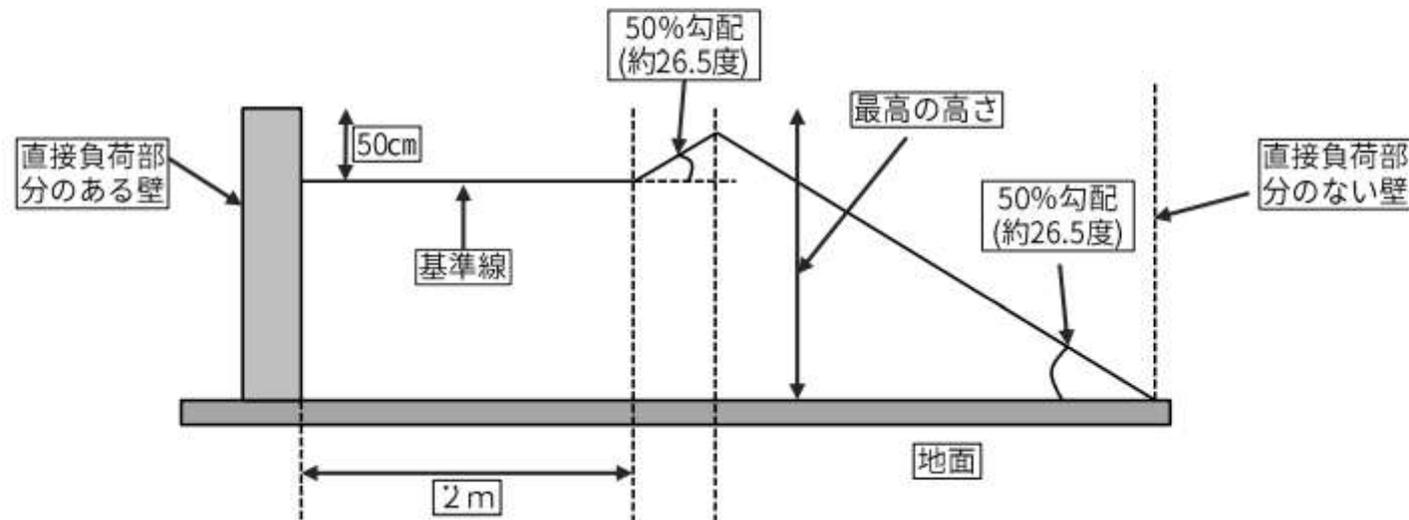
見やすい場所に、縦横60cm以上の掲示板を掲げます。右図のようなものが一般的ですが、廃棄物処理法に定められた記載事項があれば、特に形式は定まっていません。

| 産業廃棄物保管場所                        |                             |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 廃棄物の種類                           |                             |
| 数                                | 量                           |
| <small>(積置及び処分等の保管の場合)</small>   |                             |
| 管理者                              | 氏名<br><small>(又は名称)</small> |
|                                  | 連絡先                         |
| 保管の高さ                            |                             |
| <small>(屋外で容器を用いずに保管の場合)</small> |                             |

ユニバーズ著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

### ◆ その他の基準

保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、悪臭、害虫などが生じないようにする必要があります。また、容器に入れずに屋外で保管する場合には、下図の基準を守る必要があります。



### 保管の届出が必要となる場合

産業廃棄物を、その産業廃棄物が生じた事業場外で保管する場合には、あらかじめ都道府県知事へ届出を行う必要があります。この規制の対象となるのは、建設系の産業廃棄物を300㎡以上の土地で保管する場合に限られています。

しかし、都道府県または政令市の定める条例では、建設系以外の産業廃棄物に対しても届出が必要となる場合、300㎡未満の土地での保管でも届出が必要となる場合等があるため、保管を行う行政区の条例を確認することが必要となります。

### 水銀使用製品産業廃棄物の ポイント

- 保管**
- ・仕切りや表示等による混合防止
  - ・産業廃棄物の掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と追記

- 処理委託**
- 【許可の確認】** 許可証の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること  
 ※施行以前から取り扱っている場合、改正後に新たな処理基準を順守することで変更許可は不要とされている。  
 破碎の場合、水銀が大気中に飛散しないような設備が必要で、改正によって処理できなくなる事例も多い。  
 許可更新時には取扱いの可否が明記されるが、それまでは取扱い可能かどうか、個別に確認が必要となる。
- 【契約書】** 廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する  
 ※施行日前に、契約締結している委託契約書は、新たに契約変更は不要。次回の更新時に追加すればよい。
- 【マニフェスト】** 「水銀使用製品産業廃棄物」と明記し、その数量を記載

### 特別管理産業廃棄物を扱う際のルール

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、特別管理産業廃棄物の許可を持つ業者に委託しなければなりません。これ以外にも、特管産廃と普通産廃では様々な点で対応が異なります。

◆ 責任者の設置義務

特管産廃を排出する事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。行政区によっては、責任者の設置・変更・廃止の際に報告が義務付けられている場合もあります。

◆ 処理業者への事前通知

予め委託先の処理業者に特管産廃の種類・数量・性状等を文書で通知しなければなりません。

◆ 保管・運搬の際の基準

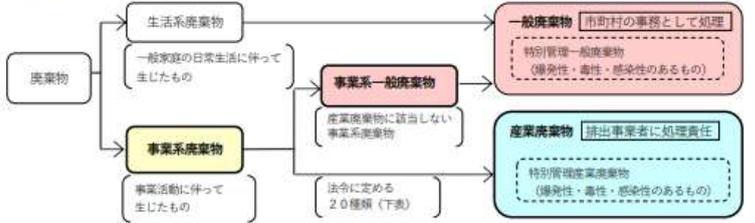
特管産廃と普通産廃が混じることの無いよう、仕切りを設けるなどの措置が必要となります。

|                | 廃棄物  |   | 有価物  |
|----------------|--|---|--|
|                | 産業廃棄物  | 一般廃棄物   |  |
| 具体例            | <ul style="list-style-type: none"> <li>売却できない廃プラ</li> <li>廃蛍光灯</li> <li>廃木製パレットなど</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般のオフィスの紙くずなど</li> <li>事業活動に伴わない廃棄物</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>売却可能な排出物</li> <li>段ボールなど</li> </ul> |
| 処理責任           | 排出事業者  | 市町村<br>※但し、事業系一般廃棄物については排出事業者にも責任有り   | ※廃棄物ではないため、処理責任というよりも製造者としての責任   |
| 処理業の許可の権限      | 都道府県知事<br>および政令市長  | 市町村長  | —  |
| 許可業者への委託       | 必要   | 必要  |  |
| 書面での処理委託契約締結義務 | 必要   | 法律上の義務ではない  |  |
| マニフェストの交付      | 必要   | 法律上の義務ではない  |  |

### 産業廃棄物を排出する事業者の方へ

**産業廃棄物の処理は排出事業者の責任です**

●廃棄物の区分



| 産業廃棄物の種類                | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 1 燃え殻                   | 焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉渣焼物等   |
| 2 汚泥                    | 製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものを全ての汚泥   |
| 3 廃油                    | 石油、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油  |
| 4 廃酸                    | 全ての酸性廃液   |
| 5 廃アルカリ                 | 全てのアルカリ性廃液  |
| 6 廃プラスチック類              | 廃タイヤ、各位置線くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類  |
| 7 ゴムくず                  | 天然ゴムのくず   |
| 8 金属くず                  | 鉄鋼又は非鉄金属の研削くず及び内削くず等全ての金属及び金属製品のくず  |
| 9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)                               |
| 10 鉱さい                  | 電気炉等の鉱さい、焼結物粉、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石膏、粉砕かす                                 |
| 11 がれき類                 | 工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片                                     |
| 12 ばいじん                 | 大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの |
| 13 紙くず                  | 建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず                          |
| 14 木くず                  | 建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の製材業、物品賃貸業、買物物流に使用したパレットの木くず            |
| 15 繊維くず                 | 建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず  |
| 16 動植物性残さ               | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物  |
| 17 動物系固形不要物             | と畜場で、とさつ・解体又は食肉処理場で食肉処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等  |
| 18 家畜ふん尿                | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿   |
| 19 家畜の死体                | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体  |
| 2.0                     | 1から19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1から19の産業廃棄物に該当しないもの  |

●事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの) 事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等のゴミ類、飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類、部室から排出される紙類等、書類類等

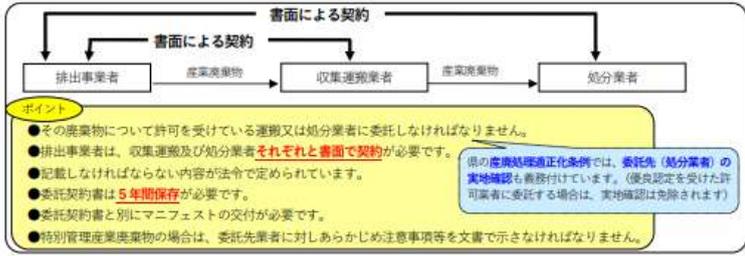
●感染性・毒性・感染性のあるものは、別に「特別管理産業廃棄物」に分類されます。(感染性廃棄物、廃PCB、廃石炭、廃水銀、引火性廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、その他有害物を含むものなど)

- 次のような廃棄物は、各種のリサイクル法に基づきリサイクルしましょう。
- 使用済み自動車** 自動車リサイクル法に基づき処理が必要です。自動車リサイクルの登録・業者に相談しましょう。
- 使用済み家電** テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。販売業者に相談しましょう。
- 使用済みパソコン** 産業廃棄物でもありますが、リサイクルが奨励されています。メーカーに相談しましょう。

**排出事業者の責任とは？**  
 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、廃棄物処理法第3条に定められています(排出事業者責任)  
 ●自ら処理する場合は、法の基準に従い、保管や運搬、処分を行う必要があります。  
 ●他人に処理を委託する場合は、以下のルールを遵守しなければなりません。

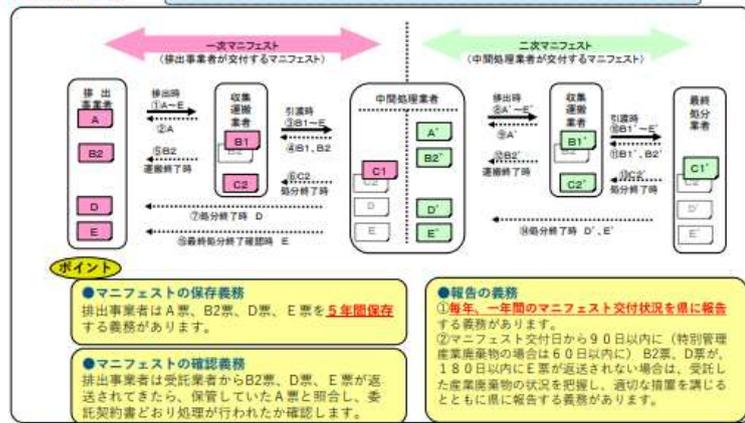
### 委託契約

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準(令第6条の2)」を守り、書面で契約書を書き交わさなければなりません。



### マニフェスト

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により管理しなければなりません。



**委託した後も、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります！**

**おすすめ** **電子マニフェスト**  
 マニフェスト制度においては、Webシステムを使用する電子マニフェストも利用できます。電子マニフェストを利用した場合、紙の管理票を交付したり、管理票の写しを保存する必要がありません。また、パソコンや携帯電話で簡単に操作できる、マニフェスト票の法定項目の記載漏れがない、偽造される危険性が少ない、毎年の自治体への交付状況報告が必要ない、などのメリットがあります。

### 廃棄物処理 Q&A

#### Q1 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

①都道府県等の名簿から探す。  
 県のホームページで「宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿」を公開していますので、ご利用願います。  
 また、「優良産廃業者」については、別に名簿を公開していますので、参考にしてください。  
 また、県ホームページ「みやぎリサイクル事業者ガイド」(循環型社会推進課担当)で、リサイクル業者の名簿も公開していますので、参考にしてください。

②一般社団法人宮城県産業資源循環協会に問い合わせる。  
 一般社団法人宮城県産業資源循環協会に会員の紹介を行っています。  
 (一般社団法人宮城県産業資源循環協会 TEL 022-290-3810 URL <http://www.miyagisanpai.or.jp/>)  
 委託に際しては、排出事業者である皆さんが、許可の内容や処理の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と委託手続をすることになります。

#### Q2 委託契約書のひな型はありませんか？

県では、ひな型を示しておりません。公益社団法人全国産業資源循環連合会など各種団体で委託契約書様式や手引書を市販しておりますので、参考にしてください。  
 (公益社団法人全国産業資源循環連合会 URL <http://www.zensanpainren.or.jp/>)

#### Q3 紙マニフェストはどこで購入できますか？

一般社団法人宮城県産業資源循環協会などで取り扱っています。県庁や県の機関では販売しておりません。

#### Q4 委託基準やマニフェストのルールを守らなかった場合、罰則を受けることはありますか？

違反の内容によって、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

| 例 | 違反行為                          | 罰則                            |
|---|-------------------------------|-------------------------------|
|   | 無許可業者への委託など                   | 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科 |
|   | 契約書作成義務違反、許可証の添付漏れ・5年保存義務違反など | 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科   |
|   | マニフェスト伝票の記載・交付義務違反・5年保存義務違反など | 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金         |

#### Q5 委託業者が不法投棄等を行った場合、排出事業者も責任を問われることがありますか？

排出事業者が十分に排出事業者の責任を全うしていなかった場合、不法投棄を行った行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令対象となるとともに、違反の内容によっては、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

#### Q6 リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえ、リサイクルされるものでも、産業廃棄物の処理を行う以上は、処理業者には許可が必要であり、排出事業者はマニフェストを使用する必要があります。  
 なお、国の広域認定制度で認定を受けた製造業者等によるリサイクルについては、この限りではありません。

#### Q7 条例で委託先の確認義務があると聞いたのですが？

県では、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(適正化条例)により、排出事業者に、産業廃棄物管理責任者の設置や委託先の実地確認義務を定めています。委託先の実地確認は、優良産廃処理業者に委託する場合は免除されます。

#### Q8 優良産廃処理業者とはどんなものですか？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度により、認定を受けた産廃処理業者です。  
 全国の優良産廃処理業者は「優良さんばいナビ」により検索できます。  
 (優良さんばいナビ URL <http://www.3sanpainet.or.jp/>)

#### おすすめ

- メルマガ・さんばいR  
 県では、メルマガジン「メルマガ・さんばいR」により、廃棄物の適正処理に関する情報を配信しておりますので、ぜひ登録をお願いします。
- 出前講座  
 産廃処理の基本ルールについて県職員が出張して講義を行う「出前講座」を無料で実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

#### ◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

| 担当公所                         | 郵便番号・住所                                | 電 話  | 所管区域  |
|------------------------------|--|--|---|
| 仙南保健福祉事務所<br>(仙南保健所)         | 〒989-1243<br>大河原町字南129-1<br>(大河原合同庁舎内) | 0224-53-3118                                 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町             |
| 仙台保健福祉事務所<br>(塩釜保健所)         | 〒985-0003<br>塩釜市北浜4-8-15               | 022-363-5501                                 | 塩釜市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村             |
| 仙台保健福祉事務所岩沼支所<br>(塩釜保健所岩沼支所) | 〒989-2432<br>岩沼市中央3-1-18               | 0223-22-6295                                 | 名取市、岩沼市、亘理町、山元町                                   |
| 北部保健福祉事務所<br>(大崎保健所)         | 〒989-6117<br>大崎市古川旭4-1-1<br>(大崎合同庁舎内)  | 0229-91-0711                                 | 栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町                           |
| 東部保健福祉事務所<br>(石巻保健所)         | 〒986-0850<br>石巻市あゆみ野5-7<br>(石巻合同庁舎内)   | 0225-95-1447                                 | 石巻市、登米市、東松島市、大川町                                  |
| 気仙沼保健福祉事務所<br>(気仙沼保健所)       | 〒988-0066<br>気仙沼市東新城3-3-3              | 0226-22-5127                                 | 気仙沼市、南三陸町   |
| 宮城県環境生活部<br>廃棄物対策課           | 〒980-8570<br>仙台市青葉区本町3-8-1             | 022-211-2463<br>022-211-2467<br>022-211-2648 | (事業者指導等について)<br>(不法投棄対策等について)<br>(廃棄物処理業の許可等について) |

◎仙台市内の行政担当機関  
 仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)  
 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号

#### ◎産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の購入等について

|  |   |
|--|---|
| 公益社団法人全国産業資源循環連合会<br>東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階<br>電話 03-3224-0811 (代) | 【宮城県】一般社団法人宮城県産業資源循環協会<br>仙台市青葉区木町通1-4-15<br>電話022-290-3810、FAX022-290-0381 |
|--|---|

#### ◎電子マニフェストについて

JWNET (公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター)  
 URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>  
 令和5年5月 宮城県廃棄物対策課

## 廃掃法では「努力義務」である実地確認を条例で義務化

### 処分先の実地確認義務

#### 産業廃棄物の処理等の適正化に関する条例第8条

- 排出事業者は、委託しようとする処分業者が処分を適正に行う能力を有することを、契約締結後年1回以上確認するとともに、確認した事項を記録しなければなりません。確認し記録した内容は5年間保存が必要
- なお、委託先が以下の場合には確認義務は免除
  - ・優良認定を受けた産業廃棄物処分業者
  - ・知事が認める者（(公財)宮城県環境事業公社、JESCO、地方公共団体、廃棄物処理センター）

|          |  |
|----------|--|
| 委託先の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者が、自ら処分業者を実地に調査する。</li> <li>・排出事業者が、処分業者を実地に確認している者（収集運搬業者等）から、稼働状況を聴取する。</li> </ul> |
| 記録する内容   | 確認した年月日、確認した者の氏名、確認の方法、産業廃棄物の処分の状況、産業廃棄物の保管の場所の状況  |

排出事業者は、**あらかじめ**、当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認しなければならない。

➡ その他 委託先における不適正処理発覚時の行政報告、産業廃棄物の性状確認 等

★宮城県「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の詳細は下記ページより

宮城県HP「適正化条例に基づく排出事業者の責務」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haishutsu-tekiseika.html>

### 「土砂および専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象外とされる

■ 図表 1 - 25 廃棄物の定義と、廃棄物処理法の対象外となるもの

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>廃棄物の定義</p>           | <p>廃棄物処理法第 2 条第 1 項<br/>ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）</p>   |
| <p>廃棄物処理法の対象とならないもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価物</li> <li>・ 気体状のもの</li> <li>・ 放射性物質及びこれによって汚染された物</li> <li>・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの</li> <li>・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの</li> <li>・ <u>土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの</u></li> <li>・ 他の法律で規制される廃棄物</li> </ul> |

昭和46年10月16日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（環整第43号）を基に作成

建設工事に伴い掘り起こされた土砂は、別の場所の土地造成に利用可能な有価物として扱われるが、廃棄物が混入される場合はその限りではない。

令和3年9月30日

[https://www.env.go.jp/recycle/notice\\_2109301\\_2109302.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf)

第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース  
(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)

### 【抜粋】

#### 第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」(2020年2月)が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。

①～④の条件をすべて満たすことで、地下工作物の存置は認められる。  
ただし、石綿含有建材やPCB使用機器等の有害物等は撤去が必要となる。  
老朽化を理由に埋め殺す場合、廃棄物の不法投棄と判断される可能性も。

### 2021年7月 静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として盛土規制に係る法令が整備された

**● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案**

**背景・必要性**

**盛土をめぐる現状**

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**点検が必要な箇所は約3.6万箇所** (11月末暫定集計)。

**現行制度上の課題**

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり



死者・行方不明者27名、家屋被害128棟  
R3.7 静岡県熱海市

H21.7 広島県東広島市  
崩壊された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、家屋被害1棟

R21.6 山口県下関市  
崩壊された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

**法案の概要**

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”  
※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

**国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**

■国土交通省：宅地造成等規制法の一部を改正する法律案 概要リーフレット（一部抜粋）  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001465744.pdf>

## 2023年5月期施行 盛土の実施に際して区域規制及び許可制度を新たに創設



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要

### 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

### 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等\*の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

### 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等\*が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

### 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

■国土交通省：盛土規制法パンフレット 事業者用 (一部抜粋)  
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603831.pdf>

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

■国土交通省：（建設業者向けチラシ）令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務付けられます  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf)

## 「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

### ＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
  - 一定規模以上※<sup>1</sup>の工事を施工する場合、計画を作成すること
  - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
    - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※<sup>2</sup>
    - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認
  - 計画書は発注者へ提出し説明すること
  - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
  - 作成した計画を運送事業者に通知すること
  - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと



※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m<sup>3</sup>以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m<sup>3</sup>以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

■国土交通省：（建設業者向けチラシ）令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務付けられます  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf)



### <建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること>

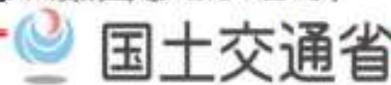
- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

### <建設工事の完成後に実施すること>



- 計画の実施状況を記録・保存してください。
  - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
  - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
  - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
  - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
  - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
    - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
    - ② 他の建設現場で利用する場合
    - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
    - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



■ 国土交通省：（建設業者向けチラシ）令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務付けられます  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf)

## 飛散性の高さによって3段階にレベル分けされている

### 石綿含有産業廃棄物の処理

アスベストが含まれている産業廃棄物は、飛散性の有無によって特別管理産業廃棄物になる「廃石綿等」と、普通産業廃棄物である「石綿含有産業廃棄物」の2つに分けられます。

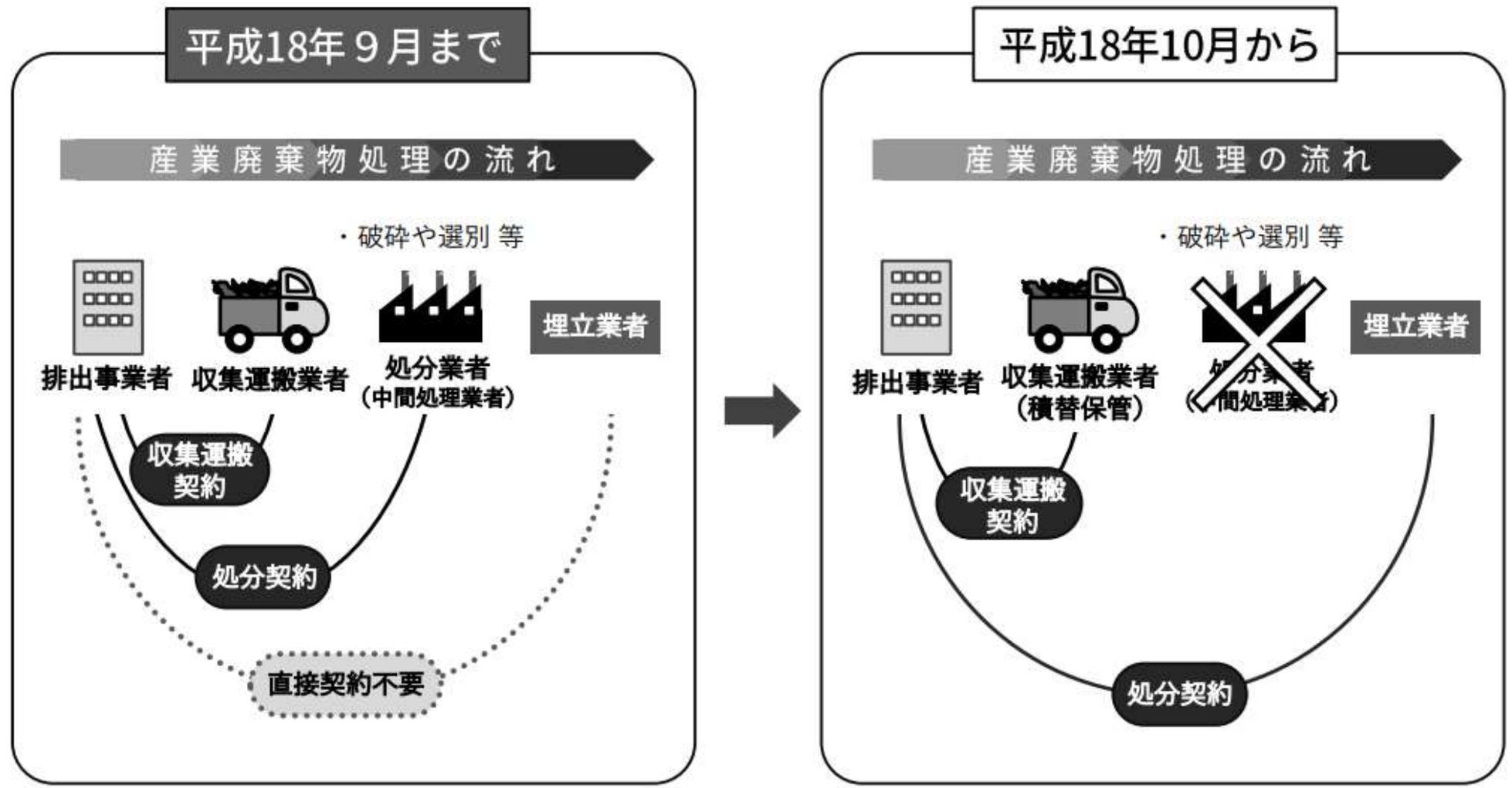
石綿含有産業廃棄物の処理については、平成18年から処分方法が限定されています。破碎や選別などの中間処理が原則禁止されたことから、直接埋立処分を行うことが現実的です。産廃の処理委託契約は、最初に行われる処分業者と直接契約する必要があることから、平成18年9月以前の処理の流れにおいては必要のなかった埋立処分を行う業者との直接契約が必要になります。また、除去作業を行う際には作業者の安全のために石綿障害予防規則による作業基準を守る必要があります。

〈飛散性による石綿障害予防規則の作業区分〉

| レベル  | 具体例                  | 廃棄物としての区分                         |
|------|----------------------|-----------------------------------|
| レベル1 | 吹き付け材                | 飛散性アスベスト（特別管理産業廃棄物）<br>「廃石綿等」     |
| レベル2 | 保温材・断熱材<br>耐火被覆材     |                                   |
| レベル3 | その他形成版<br>スレート・外壁材など | 非飛散性アスベスト（普通産業廃棄物）<br>「石綿含有産業廃棄物」 |

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

## 破碎や選別等の中間処理は原則禁止、最終処分業者との直接契約が必要



ユニバーズ著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

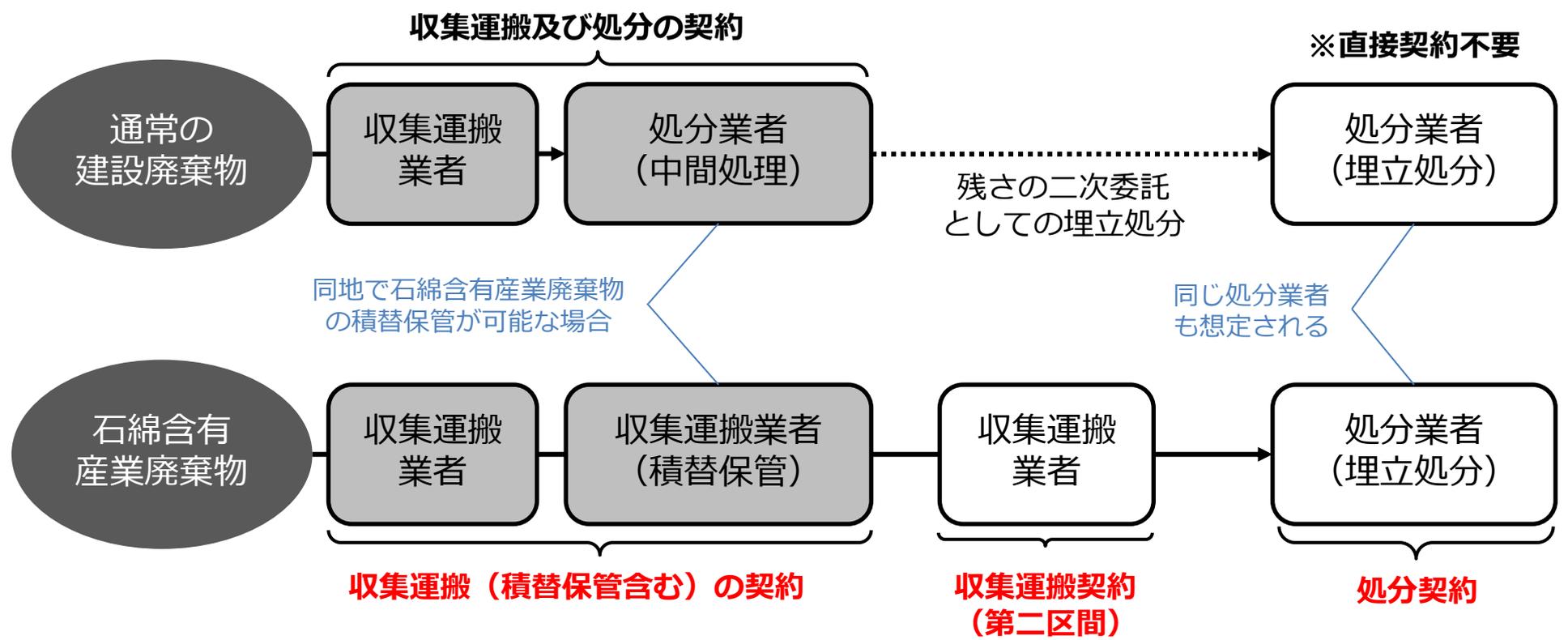
## 石綿含有産業廃棄物の処理も、まずは既存の建廃処理委託先に相談

- よくある石綿含有産業廃棄物の処理の流れ

※あくまでも例です

<前提>

- 通常の建設廃棄物について、【収集運搬及び処分ができる業者】に委託している（処分は中間処理）
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、石綿含有産業廃棄物の収集運搬が可能
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、中間処理施設と同地で、石綿含有産業廃棄物の積替保管が可能



## 大防法 環境省（自治体）によるパトロールの動き

令和6年3月 環境省 令和5年度大気汚染防止法施行状況調査（令和4年度実績）より

<https://www.env.go.jp/content/000310489.pdf>

表9.1 立入検査・その他行政指導件数 年度別ー全国（特定粉じん排出等作業）

|              | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (A) 立入検査実施数  | 27,032 | 22,652 | 23,547 | 39,335 | 45,918 |
| (K) 行政指導作業場数 | 5,986  | 4,679  | 7,881  | 15,895 | 17,847 |

## 石綿則 厚生労働省（労働基準監督署）によるパトロールの動き

厚生労働省報道発表資料 > 2024年9月 > 石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_43823.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43823.html)

### 石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します



↑ ホーム

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和6年10月頃～11月頃まで実施します。

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が、今後増加することが想定される中、令和5年10月1日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体等の事前調査についても、令和8年1月1日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

### 大気汚染防止法

### 石綿障害予防規則 (労働安全衛生法)

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されました。

#### 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大<sup>※1</sup>されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。

#### 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

#### 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※2</sup>」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等<sup>※3</sup>が事前調査結果を都道府県等<sup>※4</sup>へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存<sup>※5</sup>することが義務付けられました。

#### 作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※6</sup>」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存<sup>※7</sup>が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。  
 ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者  
 ※3 元請事業者または自主施工者  
 ※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。  
 ※5 解体等工事終了後3年間保存  
 ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者  
 ※7 解体等工事終了後3年間保存

### 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

#### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月~)

#### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月~)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月~)

#### 吹付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月~)

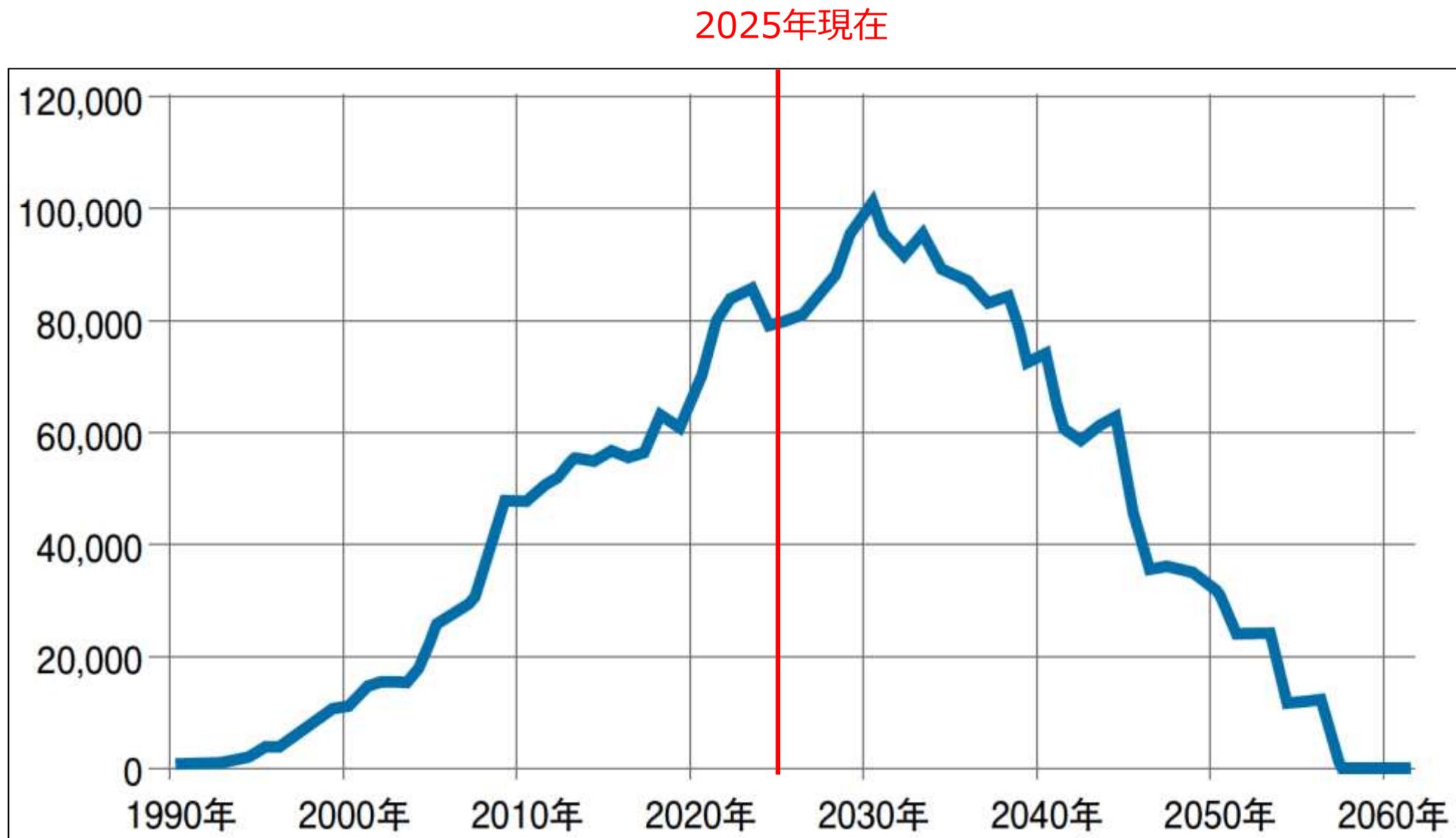
#### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月~)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月~)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月~)

#### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)

## 今後も石綿の発生量が増えていく（2030年頃がピークの予想）



画像出典：独立行政法人労働者健康安全機構 「産業保健 21」 2019.7 第 97 号  
[https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpo21/sarchpdf/97\\_2-11.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpo21/sarchpdf/97_2-11.pdf)

## 新潟市北区の保育園でアスベスト飛散の可能性 通信機器などの設置工事実施、北区内の他の園でも同様の工事

2024/2/8 10:45 無料

新潟市は2月7日、市立太田保育園（新潟市北区）の通信機器などの設置工事で、アスベストが飛散した可能性があるとして発表した。太田保育園は近くの公民館で保育をしており、安全が確認できれば使用を再開する。



新潟市保育課によると、工事は2月4日に実施し、作業完了後に粉じんが落ちているのを保育園職員が見つけた。施工業者がアスベストを含む天井に穴を開ける際、十分な対策を取らなかったことが原因とみられる。

施工業者は北区内の4園でも同様の工事をしており、各園は代替保育を行う。



通信機器設置のためロックウール天井板に直径1cmほどの穴あけ

工事終了後、粉末が現場に残されていることを保育士が発見し市に通報

市の問い合わせにより施工業者の石綿対応がずさんだったことが判明

5か所の保育園の使用を停止し、代替保育。その間に分析調査を実施し石綿ありと判明。

保護者及び保育士への説明会。  
施工業者は3ヶ月の指名停止 + 損害賠償協議

2024年2月8日新潟日報ニュース

<https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/356664>



2024年6月19日 NHKニュース

<https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20240619/2000085321.html>

スーパーマーケットの従業員が天井の広告を交換する業務に6年間従事

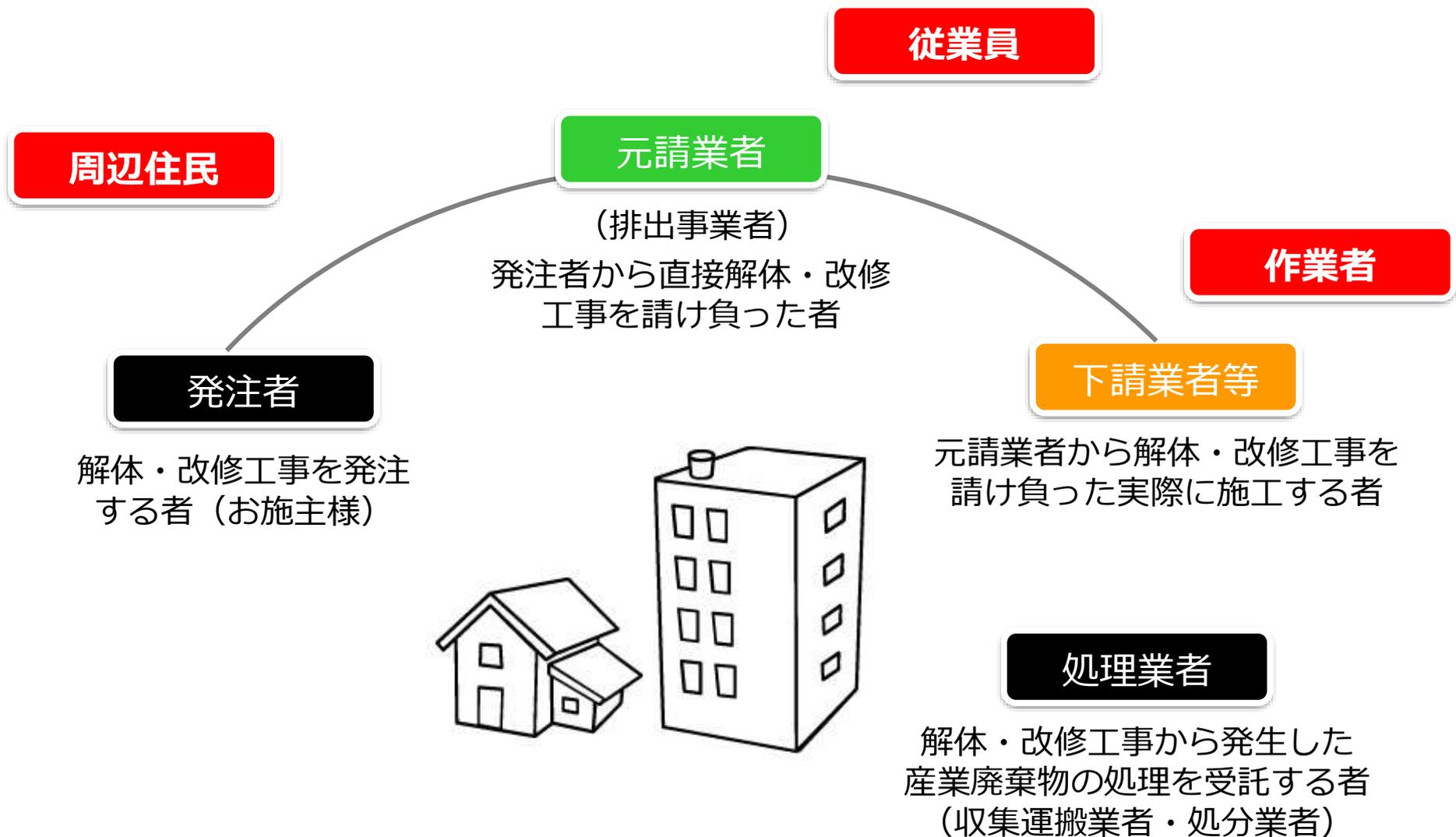
退職後に中皮腫を発症し死亡

当時は労災認定は認められず

遺族は不当として国を提訴

「工事」といえる規模感ではなく、日常作業のレベルでもばく露により死に至るリスク

### 「通報」は、行政／労働基準監督署が立入調査を行うきっかけ



## 労働局は、労働関係法令違反を公表

- ※労働基準監督署は、労働関係法令違反等の罪に関して、
- ・行政上の権限（立入など）だけでなく
  - ・司法警察員の権限（逮捕・送検など）を有する

## ■大阪労働局の事例（2023年3月）

★下請業者の「特定粉じん排出等作業」（石綿除去作業）時の作業基準違反によって、元請業者もあわせて送検された事例

厚生労働省 大阪労働局 Press Release

天漢労働基準監督署発表  
令和5年3月29日（木）

天漢労働基準監督署  
06-7713-2003

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検  
（作業場所の巡視未実施の疑い）  
（石綿含有耐火被覆材の除去作業を不適切に実施した疑い）

令和5年3月29日、天漢労働基準監督署（署長 下岡忠輔）は、元請業者  
はか3名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 元請業者 及び同社の現場所長A  
本店所在地  
事業内容 建設業

(2) 下請業者 及び同社の職長B  
本店所在地  
事業内容 解体工事業

2 違反条文等

(1) 元請業者 及び同社の現場所長A  
労働安全衛生法違反  
同法第30条第1項第3号  
同法第36条  
労働安全衛生規則第637条第1項（作業場所の巡視）  
同法第120条第1号（罰則）  
同法第122条（罰則）

(2) 下請業者 及び同社の職長B  
労働安全衛生法違反  
同法第22条第1号  
同法第27条第1項  
石綿障害予防規則第6条第1項、第2項  
（吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置）  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第122条（罰則）

3 事件の概要

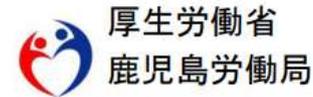
(1) 元請業者 及び同社の現場所長Aは、同社が元請として施工する大阪市北区中崎町の解体工事現場において作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行わなかった疑い。

(2) 下請業者 及び同社の職長Bは、元請業者 の一次下請けとして上記解体工事現場において石綿含有耐火被覆材の除去作業を行うに際して、作業場所をそれ以外の作業を行う場所から隔離する等の法定の適切な石綿等の除去等に係る措置を講じなかった疑い。

## ■ 鹿児島労働局の事例（2024年9月）

★石綿事前調査を行わず、飛散防止対策を講じることもなく改修作業を実施したことで送検に至った事例

※後の調査により、建材には石綿が含有されていたことが発覚



Press Release

川内労働基準監督署発表  
令和6年9月13日（金）

川内労働基準監督署  
薩摩川内市若葉町4-24  
川内合同庁舎4階  
署長 二石 和伸  
監督課長 高橋 彩花  
電話 0996-22-3225

報道関係者 各位

### 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～石綿に係る事前調査未実施の疑い～

川内労働基準監督署（署長 二石 和伸）は、本日（令和6年9月13日）、  
の代表者を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁川内支部に書類送検しました。

#### 【事件の概要】

鹿児島県<sup>〇〇</sup>の建築物改修工事において、あらかじめ、石綿の使用の有無について調査を行ってから工事を行うべきところ、石綿の使用の有無について調査を行うことなく、令和6年5月16日から同年5月24日までの間、当該建築物の改修の作業を行わせた疑い。なお、本件捜査の中で、当該建物に石綿含有建材が使用されていることが判明した。

#### 1 被疑者

<sup>〇〇</sup>の代表者A（個人事業主）  
所在地：福岡県<sup>〇〇</sup>  
事業内容：建設業

#### 2 違反条文

労働安全衛生法違反  
同法第22条第1号  
石綿障害予防規則第3条第1項（事前調査及び分析調査）  
同法第119条第1号（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

### 「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

| 見積段階 | やらなければならないこと   | 誰が？          | 大防法    | 石綿則 |
|------|--|--------------|--------|-----|
| 着工前  | ① ★調査、記録を保管<br>※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を                             | 元請業者 / 下請業者等 | ●      | ●   |
|      | ② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管  | 元請業者         | ●      | —   |
|      | ③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告  | 元請業者         | ●      | ●   |
| 工事中  | ④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成  | 元請業者 / 下請業者等 | ●      | ●   |
|      | ⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明   | 元請業者         | ●      | ●   |
|      | ⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け   | 元請業者 / 下請業者等 | ●      | ●   |
|      | ⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示  | 元請業者 / 下請業者等 | —      | ●   |
|      | ⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去<br>※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を | 下請業者等        | —      | ●   |
| 完了後  | ⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去  | 下請業者等        | ●      | ●   |
|      | ⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理<br>※事前に処理体制・ルート構築                           | 元請業者         | 廃棄物処理法 |     |
|      | ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管  | 下請業者等        | —      | ●   |
|      | ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管  | 元請業者         | ●      | —   |
|      | ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管   | 元請業者         | ●      | —   |

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

## 罰則の概要

| やらなければならないこと |  | 大防法    | 石綿則 |
|--------------|--|--------|-----|
| ①            | ★調査、記録を保管<br>※(2023.10～) 調査担当者は調査者資格を                            | ●      | ●   |
| ②            | ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管  | ●      | —   |
| ③            | ★(2022.4～) 100万以上改修は電子報告   | ●      | ●   |
| ④            | 作業計画(作業方法・順序等)を作成  | ●      | ●   |
| ⑤            | (下請業者がいる場合) 作業計画を説明  | ●      | ●   |
| ⑥            | ★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け   | ●      | ●   |
| ⑦            | 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示  | —      | ●   |
| ⑧            | 作業者は呼吸用保護具を着用して除去<br>※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を | —      | ●   |
| ⑨            | 湿潤化して可能な限り原形のまま除去  | ●      | ●   |
| ⑩            | 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理<br>※事前に処理体制・ルート構築                           | 廃棄物処理法 |     |
| ⑪            | 写真を含めた作業記録作成、保管  | —      | ●   |
| ⑫            | 特定粉じん排出等作業記録作成、保管  | ●      | —   |
| ⑬            | 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管   | ●      | —   |

### 罰則の概要

#### 間接罰の対象

(30万円以下の罰金)

30万円以下の罰金

6カ月以下の懲役/  
50万円以下の罰金

作業基準違反  
(間接罰を含む)

6カ月以下の懲役/  
50万円以下の罰金 等

#### 間接罰の対象

(30万円以下の罰金)

「石綿法令対応」はまとめるとこれ ※レベル1・2の場合の追加要素

改修(リフォーム)や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について(レベル3)

| 見積段階 | やらなければならないこと   | 誰が?                     | 大防法    | 石綿則 |
|------|--|-------------------------|--------|-----|
| 着工前  | ① ★調査、記録を保管<br>※(2023.10~)調査担当者は調査者資格を                             | 元請業者 / 下請業者等            | ●      | ●   |
|      | ② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管  | 大防法・安衛法の届出<br>(レベル1・2)  | ●      | —   |
|      | ③ ★(2022.4~)100万以上改修は電子報告  |                         | ●      | ●   |
| 工事中  | ④ 作業計画(作業方法・順序等)を作成  | 元請業者 / 下請業者等            | ●      | ●   |
|      | ⑤ (下請業者がいる場合)作業計画を説明   | 元請業者                    | ●      | ●   |
|      | ⑥ ★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け   | 元請業者 / 下請業者等            | ●      | ●   |
|      | ⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示  | 元請業者 / 下請業者等            | —      | ●   |
|      | ⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去<br>※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を | 元請業者 / 下請業者等            | —      | ●   |
| 完了後  | ⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去  | 下請業者等                   | ●      | ●   |
|      | ⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理<br>※事前に処理体制・ルート構築                           | 元請業者                    | 廃棄物処理法 |     |
|      | ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管  | 特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として処理    |        |     |
|      | ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管  | + 事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を選任 |        |     |
|      | ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管   |                         |        |     |

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

「石綿法令対応」はまとめるとこれ ※工作物の場合の追加要素

改修(リフォーム)や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について(レベル3)

| 見積段階 | やらなければならないこと   | 誰が?           | 上陸済    | 石綿別 |
|------|--|---------------|--------|-----|
| 着工前  | ① ★調査、記録を保管<br>※(2023.10~)調査担当者は調査者資格を                             |               |        |     |
|      | ② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管  | 元請業者          | ●      | —   |
|      | ③ ★(2022.4~)100万以上改修は電子報告  | 元請業者          | ●      | ●   |
| 工事中  | ④ 作業計画(作業方法・順序等)を作成  | 元請業者<br>下請業者等 | ●      | ●   |
|      | ⑤ (下請業者がいる場合)作業計画を説明   |               |        |     |
|      | ⑥ ★調査結果(有無)を現場に掲示・備え付け   |               |        |     |
|      | ⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示  |               |        |     |
|      | ⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去<br>※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を | 下請業者等         | —      | ●   |
| 完了後  | ⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去  | 下請業者等         | ●      | ●   |
|      | ⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理<br>※事前に処理体制・ルート構築                           | 元請業者          | 廃棄物処理法 |     |
|      | ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管  | 下請業者等         | —      | ●   |
|      | ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管  | 元請業者          | ●      | —   |
|      | ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管   | 元請業者          | ●      | —   |

工作物(一部)の場合、2026.1~資格者による調査実施義務化

工作物の場合、特定工作物について、解体・改修ともに100万以上の場合

赤字は今回の改正で追加 ★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

### 工作物の事前調査について、有資格者が行うことを定めた ※令和8年1月1日施行

「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」  
基発0112第2号 令和5年1月12日

#### 2 改正の要点

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（第3条第4項及び第7項関係）

(1) 事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせることを義務付けたこと。

(2) 事業者は、工作物の解体等の作業に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名を記録し、当該記録及び(1)の事前調査を行った場合においては、当該調査を行った者が(1)の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しを3年間保存することを義務付けたこと。

令和8年1月1日施行

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
令和5年3月27日 厚生労働省告示第89号

| 有資格者による事前調査が必要な工作物 |   | 必要な資格  |
|--------------------|---|--|
| 特定工作物              | 特定工作物のうち、下記の解体等の作業<br>①反応槽<br>②加熱炉<br>③ボイラー及び圧力容器<br>④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)<br>⑤焼却設備<br>⑦貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)<br>⑧発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)<br>⑨変電設備<br>⑩配電設備<br>⑪送電設備(ケーブルを含む。) | 工作物石綿事前調査者のみ                                   |
|                    | 特定工作物のうち、下記の解体等の作業<br>⑥煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)<br>⑫トンネルの天井板<br>⑬プラットホームの上家<br>⑭遮音壁<br>⑮軽量盛土保護パネル<br>⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板<br>⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く)  | 工作物石綿事前調査者<br>一般建築物石綿含有建材調査者<br>特定建築物石綿含有建材調査者 |
| 他                  | 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち<br>塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料*の除去等の作業  |  |

\*塗料、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)

### 【事業の前提】資格者・処理ルートについて事前準備が必要

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について

| 見積段階 | やらなければならないこと |   |
|------|--------------|---|
| 着工前  | ①            | ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を   |
|      | ②            | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     工作物（一部）の場合、<br/>2026.1～                 </div> |
|      | ③            |   |
|      | ④            |   |
| 工事中  | ⑤            |   |
|      | ⑥            |   |
|      | ⑦            |   |
|      | ⑧            | ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を   |
|      | ⑨            |   |
| 完了後  | ⑩            | ※事前に処理体制・ルート構築  |
|      | ⑪            |   |
|      | ⑫            |   |
|      | ⑬            |   |



<https://kigt.cersi.jp/>



<https://kigt.cersi.jp/ksb/>



<https://issg.cersi.jp/>



<https://course.universe-corp.jp/asbestosSP>

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

### 「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

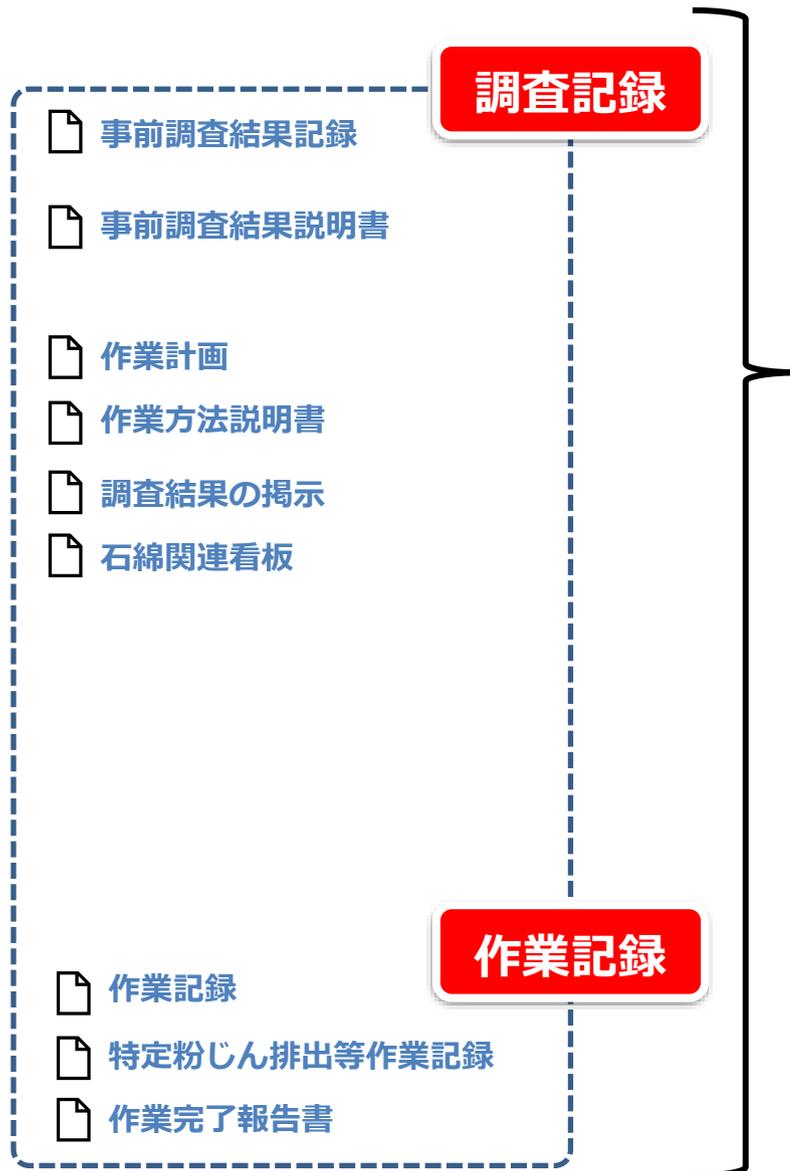
| 見積段階 | やらなければならないこと   |
|------|--|
| 着工前  | ① ★調査、記録を保管<br>※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を                             |
|      | ② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管  |
|      | ③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告  |
| 工事中  | ④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成  |
|      | ⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明   |
|      | ⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け   |
|      | ⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示  |
|      | ⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去<br>※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を<br>※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を |
|      | ⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去  |
| 完了後  | ⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理<br>※事前に処理体制・ルート構築                           |
|      | ⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管  |
|      | ⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管  |
|      | ⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管   |



赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

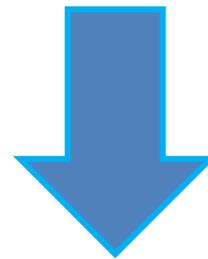
### 必要な書類を作成することについて



◆法令を読み解いて自力で作成する

◆ひな形(Excel、Word)を利用して作成する

- 法令で定められる記載事項について
  - 抜け漏れがあっても気が付くことができないリスク
  - 更に法改正が加わった場合、書式の修正も自ら行う必要がある
- 必要書類の管理について
  - 個別の工事・物件ごとに書類を作成するため、業の継続に伴って作成量が増え、管理が難しくなる



記載事項を網羅した必要書類  
「作成」と「管理」をまとめて解決

Asbestos ONE by UNIVERSE. 石綿・産廃管理の業務をシステムひとつで、まるっと完了! (Asbestos management business completed with one system!). Features: 法令遵守書類作成 (Compliance document creation), クラウド管理 (Cloud management), 現場からスマホ登録 (Registration from site via smartphone). Includes a '詳しく見る' (Learn more) button.

### 必要書類を効率的に作成可能なツール「アスベストONE」

宣伝

累計導入社数(2年)

5000社以上

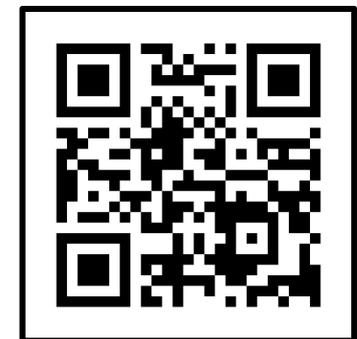
利用継続率

98%

チャーンレート解約率

年間3%

※すべて2024年5月時点



<https://kk-ems.jp/asbestos-one/>

### ★石綿ポータルサイトURL

宣伝



解体・リフォーム・改修事業者のための

# アスベスト情報ナビ

by **CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構

<https://asnavi.cersi.jp/>

解体・リフォーム・改修事業者のためのアスベスト情報サイト

アスベスト情報ナビ **CE:SI** × **UNIVERSE**

コラムを検索する

トップページ

コラム

セミナー

動画

石綿に関するご相談



【行政への報告もUNI-PORTで簡単申請！】  
法令対応・作業時間の大幅短縮が可能です◎

DX・IT導入について 2024.11.24

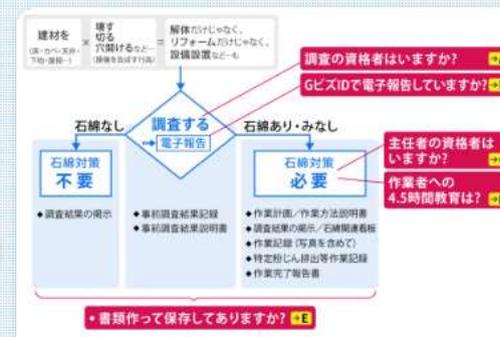
「工作物」について

## アスベスト調査の有資格者制度が 創設されます



「工作物」についてアスベスト調査の有資格者制度が創設されます

アスベストのルール 2024.11.27



【5分でわかる】アスベスト対策の基本のキ！

アスベストのルール 2025.01.06

ご清聴ありがとうございました。